

(案)

出雲農業振興地域整備計画変更計画書

令和 8 年 3 月
島根県出雲市

旧自治体名称	旧出雲市	旧平田市	旧佐田町	旧多伎町	旧湖陵町	旧大社町	旧斐川町	
地域指定年度	S 4 5	S 4 4	S 4 7	S 4 8	S 4 4	S 4 6	S 4 4	
計画策定年度	S 4 9	S 4 7	S 4 9	S 4 9	S 4 7	S 4 9	S 4 6	
計画見直し年度	S 5 4	S 6 1	S 6 1	S 6 3		S 6 1	S 5 2	
	H 8	H 8					S 5 6	
							H 4	
							H 6	
							H 1 2	
							H 1 6	
	H 1 9							
	H 2 4							
	R 2							
	R 7							
自治体名称	出雲市							

目 次

第 1 農用地利用計画.....	1
1 土地利用区分の方向.....	1
（1）土地利用の方向.....	1
ア．土地利用の構想.....	1
イ．農用地区域の設定方針.....	3
（2）農業上の土地利用の方向.....	4
ア．農用地等利用の方針.....	4
イ．用途区分の構想.....	5
ウ．特別な用途区分の構想.....	5
2 農用地利用計画.....	5
第 2 農業生産基盤の整備開発計画.....	6
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	6
2 農業生産基盤整備開発計画.....	8
3 森林の整備その他林業振興との関連.....	8
4 他事業との関連.....	8
第 3 農用地等の保全計画.....	9
1 農用地等の保全の方向.....	9
2 農用地等保全整備計画.....	9
3 農用地等の保全のための活動.....	10
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	10
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画.....	11
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	11
（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	11
（2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	12
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策.....	12
（1）農業担い手の育成対策.....	12
（2）農用地の流動化対策.....	14
（3）生産振興による規模拡大.....	14
（4）地力の維持増進対策.....	14
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	14
第 5 農業近代化施設の整備計画.....	15

1	農業近代化施設の整備の方向.....	15
2	農業近代化施設整備計画.....	15
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	15
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画.....	16
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	16
2	農業就業者育成・確保施設整備計画.....	16
3	農業を担うべき者のための支援の活動.....	17
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	17
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画.....	18
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....	18
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	18
3	農業従事者就業促進施設.....	18
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	18
第8	生活環境施設の整備計画.....	19
1	生活環境施設の整備の目標.....	19
2	生活環境施設整備計画.....	19
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	19
4	その他の施設の整備に係る事業との関連.....	19
第9	付図.....別 添	
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	
4	農業近代化施設整備計画図（付図4号）	
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）	

別記1 農用地利用計画

（1）農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

（2）用途区分

別記2 営農類型

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア. 土地利用の構想

(地域の位置、範囲)

本市は、東経 132° 45′ 北緯 35° 22′ (市庁舎位置) にあって島根県の東部に位置する。北部は国引き神話で知られる島根半島、中央部は出雲平野、南部は中国山地で構成されている。

出雲平野は、中国山地に源を發する斐伊川、神戸川の 2 大河川によりもたらされた土砂により形成された沖積平野であり、斐伊川は平野の中央部から東進して宍道湖に注ぎ、神戸川は西進して日本海に注いでいる。

(自然的条件)

耕地の大部分が斐伊川と神戸川の 2 大河川により形成された沖積地にあり、豊富な水と肥沃な土地に恵まれている。気候は年平均気温が 15° C 前後と比較的穏やかで、日本海側に位置しているものの冬季の積雪量は 20cm 程度である。年平均降水量は 1,700mm 前後であるが、過去幾度となく梅雨期の集中豪雨や台風による被害を受けている。

(土地利用の現況と動向)

島根県東部に位置する本市は、行政区域 62,432 ha (624.32 km²) のうち 54,050 ha が農業振興地域として指定されている。都市計画区域については、いわゆる非線引き都市計画区域として 31,435ha が指定されており、そのうち 2,521 ha を用途地域として指定している。

農業振興地域の農用地面積は 9,814ha が確保されており、現況の内訳は 78%が田、12%が畑、8%が樹園地、2%が採草放牧地である。

近年、平野部でも耕作放棄地が見られるようになるとともに、幹線道路などの都市基盤整備が進む市街地周辺部では宅地化が進んでいることから、農用地面積は減少しつつある。

(人口及び産業の将来の見通し)

令和 2 年国勢調査における本市の人口は 172,775 人で、この 20 年間ほぼ横ばいで推移しているが、令和 5 年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば令和 12 年の人口は 166,781 人となり、人口減少が進むとされている。本市は、人口減少対策は総合対策であるとの考えのもと、雇用の場の創出、地域の産業を支える人材の確保、移住・定住対策、出会い・結婚、妊娠・出産、子育ての各ライフステージにおける切れ目のない支援など、総合振興計画「出雲新話 2030」に掲げる目標人口 17 万人台キープの実現に向け、総合的な取組を行っている。

産業別就業人口は、令和 2 年国勢調査で第 1 次産業 5.4% (うち農業 4.8%)、第 2 次産業 28.5%、第 3 次産業 66.1%となっている。産業の振興と企業誘致による雇用創出、観光振興などに取り組むことで、10 年後の令和 12 年には、第 1 次産業 3.5%、第 2 次産業 25.1%、第 3 次産業 71.4%程度にな

るものと予想される。

(土地利用の方向)

本市では、製造業や観光関連産業に支えられ、宍道湖・中海圏域をけん引する都市として経済的な発展を続けており、多くの雇用が創出されている。特に製造業による雇用創出に伴い、市外からの転入人口も増え、農用地から住宅用地など他用途への転用需要が高まり、農業生産に影響の少ない土地において農地の転用が行われてきた。

今後の土地利用については、目標人口 17 万人台キープの実現に向けた転用需要があると予想されるなか、各種土地利用計画と整合性を図りながら、引き続き無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保に努めるものとする。

また、農業生産のために必要な農用地を確保するため、不必要な農用地区域の除外は行わず、耕作放棄地の解消に努める。特に、我が国の新たな食料・農業・農村基本計画の策定に伴う取組みを行うため、集団的な農地及び基盤整備がなされた農地を保全・活用する。

農業用施設用地については、土地利用型農家や集落営農組織の拡大に伴い農機具格納庫を集落で建設する事例が多くなっていることから、これらの施設用地として71ha程度を将来の農業用施設用地とする。

採草放牧地については、担い手への農地の利用集積や耕畜連携による飼料作物の生産等を通じた効率的な農地利用を推進する観点から、水田での飼料作物栽培等を行うが、森林・原野等を開発して採草放牧地を整備する計画は、現在のところない。

単位：ha、%

	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和6年)	9,814	18.2	61	0.1	33,864 (68)	62.6 (0.1)	2,354	4.4	315	0.6	7,642	14.1	54,050	100.0
目標 (令和16年)	9,714	18.0	71	0.1	33,864 (68)	62.6 (0.1)	2,405	4.5	348	0.6	7,648	14.2	54,050	100.0
増減(②-①)	△100		10		0		51		33		6		0	

(注1) () 内は混牧林地面積である。

(農用地及び農業用施設用地の現在(令和6年)は、令和6年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する調査の面積より)

イ. 農用地区域の設定方針

(7) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域の農用地区域の設定にあたっては、基本的には平成 17 年及び平成 23 年の合併以前の旧自治体別計画において農用地として設定されていた区域を継承している。

次表①に掲げる区域は、水源地開発の予定区域であることから除外する。

表① 除外する農用地

地域、地区の具体的な名称	面積 (ha)			備考
	農用地	森林その他	計	
上島町	3.3	0	3.3	
計	3.3	0	3.3	

農用地区域の農用地面積は 8,612 ha であり、内訳は a～c に区分するとおりである。

- a 集団的に存在する農用地（10ha 以上の集団的な農用地）
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(7) において農用地区域を設定するとした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある土地改良施設用地について確保する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(7) において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地については確保する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内の森林・原野等については、今日までに樹園地並びに採草放牧地として農地開発された土地も多いが、最近の農地の用途変更における特徴は森林・原野等の開発よりも平坦地の水田を畑や樹園地に変更する傾向にあり、新たな森林・原野等を農用地として利用することは見込んでいない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア. 農用地等利用の方針

優良農地の確保とその効率的な利用の促進を基本的理念とする。

本地域は旧市町の7区域に区割りされ、自然的条件から平坦地と中山間地に大別される。また、土地利用から水田地帯、ぶどう・柿等の果樹栽培地帯、甘藷等の畑作地帯に分類される。

土地基盤整備の実施状況からみると、(ア)大規模営農が可能な約1ha～2haより大きい区画の基盤整備が行われた優良農地、(イ)昭和40年代までに基盤整備が行われたものの再整備が未実施の約10a区画の水田地帯、(ウ)集落内に介在する未整備の農地が多い地帯、(エ)作業効率性の劣る棚田地帯の水田、(オ)公共投資が行われた樹園地等の畑地帯、(カ)遊休農地などに分類される。

面的な優良農地の確保の観点から、(ア)については、担い手農家に最優先で農地を確保し、需要に即した米づくりと、高収益作物の導入をすすめるものとする。

平坦地に位置する(イ)の水田地帯については、農業の担い手の育成を図ることはもとより、農業者・農業者団体の主体的な取り組みを促しながら、広域化による規模拡大や、高収益作物の導入について支援を行い、引き続き農地を確保し、その有効利用を図る。

今日までに公共投資が行われている果樹等の生産地域(オ)については、専業農家が多く、生産額も高いことから本地域の農業の特長をなすものである。引き続き後継者の育成等を支援し、農地として継続的に利用を図っていく。また、生産高の確保・拡大にあたっては、新規就農者の参入が必要であることから、新規就農希望者・定年帰農者等への斡旋等の支援を行い農地流動化を促進していく。

その他の条件の農地については、良質米・高付加価値米の生産、機能性農産物の導入や産直市を活用するなど少量でも収益性のある品目の生産に利用する。また、遊休農地については諸条件が劣る地域であっても出雲市地域主体型生産調整推進事業を活用した農地保全や、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用により、地域全体で農用地として利用を図っていくものとする。

なお、近年における農地から他用途への利用状況から、今後10年間程度は、引き続き年平均10ha程度の面積が他用途へ利用されていくものと推計される。

単位：ha

	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	将来
出雲市	8,539	8,439	△100	73	73	0	0	0	0	61	71	10	8,673	8,583	△90	0

イ. 用途区分の構想

本地域は広範囲に及んでおり、平坦地は主として水田地帯であり、丘陵地は畑又は樹園地である。

本地域の中心部に位置する出雲地域及び斐川地域の平野部に広がる水田地帯については、そのほとんどで基盤整備事業が行われていることから、需要に即した売れる米づくりを行うと共に、排水改良等により高収益作物の導入を促進し、農家所得の向上を図り多面的な利用をすすめる。また、国営緊急農地再編整備事業を実施する宍道湖西岸地区の灘分・国富・中村地区では、今後、高収益作物として小豆、ブロッコリーの栽培をすすめる。

本地域の東部に位置する平田地帯の丘陵地帯は、柿及びその他果樹の生産団地が整備されていることから、樹園地として用途指定する。また、唐川地区のお茶の生産地についても、樹園地として用途指定する。

本地域の北西部に位置する大社及び出雲地域の丘陵地帯は、ぶどうの生産団地が整備されていることから、樹園地として用途指定する。また、この地域においてぶどう栽培地と切花等の園芸作物、及びその他畑作物が混在する地域は畑の用途指定を行い、利用を促進する。

本地域の西部に位置する湖陵地域の丘陵地帯については、甘藷の生産地であることから、畑として利用を図る。また多伎地域の丘陵地帯については、いちじくの生産地であることから、樹園地としての利用を図る。

本地域の南部に位置する佐田地域については、気候・土壌条件を活かしたおいしい米づくりや機能性農産物の栽培に取組み、農用地の利用と、荒廃農地の縮減に努める。

ウ. 特別な用途区分の構想

構想なし。

2 農用地利用計画

別記1のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域のうち平坦地の農地については、国営農業用水再編対策事業、県営土地改良事業、団体営土地改良事業、市単独事業により基盤整備はほぼ完了しているが、事業完了から年数が経過している地域もある。斐川地域など大区画化が完了しているほ場もある一方で、依然として一区画当たりの面積が小さく機械の作業効率が悪いほ場も多いことから、大区画ほ場の再整備と機械の大型化にあわせた農道の拡幅・舗装の実施、あるいは老朽化した用排水施設の改修を行い、高収益作物や多品目生産に対応できるように、今後も必要な生産基盤の整備を行う。

中山間地域の農地については、県営ほ場整備事業等により基盤整備はほぼ完了しているが、事業完了から年数が経過している地域もあるため、これらのほ場について、再整備を検討する。

また、その他の未整備農地に対して小規模の土地改良事業を導入し、引き続き生産性の改善を図るものとする。さらに、谷間に点在する棚田や山寄りの急峻な畑地は、耕作放棄地が増加しているため、こうした農地の利活用に向けた検討を進めていく。

以上の方針に基づき、次のように整備・開発を図る。

①宍道湖西岸地区

平成30年度から令和11年度（予定）にかけ、国営緊急農地再編整備事業を実施し、10a～30aの小区画のほ場の大区画化により、農作業の効率化を図ると共に、担い手への農地利用集積を促進する。併せて排水改良により、水田の汎用化と農地の湛水被害を防止し、ブロッコリー、小豆等の作付面積を拡大するとともに、農業生産額の増加を図る。

②国道431号の南（鳶巣、川跡、高浜、高松地区の一部）

戦後から昭和30年代にかけて土地改良事業を実施しているものの、大部分が10a～20aの小区画であり大型機械を効率よく稼働させることができないため、今後は大区画ほ場の再整備と農道の新設や拡幅などを行う。また、排水不良な土地が多く水田転作の妨げとなっているので、こうした地域では排水路の整備・改修を行う。

③長浜園地区

令和3年度から令和10年度（予定）にかけ、県営農地中間管理機構関連農地整備事業を実施し、50a～70aのほ場への区画整理、並びに耕作道路や用排水路の整備を行い、区域内の全てのほ場について農地中間管理事業により利用権を20年間設定し、効率的かつ安定的な経営を行う営農組合へ農用地利用の集積を図る。

④浜山公園付近から西方の日本海にかけた地域及び湖陵地域の丘陵地帯

砂質土壌の農地であるため、すでにかん水施設が整備されている畑も多いが、老朽化のため施設機能に支障が生じている箇所もあり、整備・更新を図る。

⑤神戸川以南の平坦部（神西・神門・古志地区）

昭和 40 年代を中心に水田の基盤整備が進められ、ひとつおりの完成をみたが、昭和 50 年代後半から再び大区画のほ場整備に取り組んでいる。他地区に比べ乾田率は高く水田転作が容易なことから、果樹、野菜など水稲以外の作物の生産が盛んで、今後、大区画のほ場整備を進めることにより農作物の生産振興を図る。

⑥南部区域（稗原・朝山・乙立地区・佐田地域及び湖陵町畑村地区以南）

上津・稗原地区のほ場整備が完了した地域並びに、朝山・乙立地区及び佐田地域の中山間総合整備事業等によりほ場整備を実施した地域を除けば、ほ場条件が悪く生産性も低い。今後は未整備農地に対し小規模の土地改良事業を導入するとともに、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の活用を行い、条件不利地の解消に努めるものとする。

⑦斐伊川右岸地区（斐川地域）

昭和 52 年度から県営ほ場整備事業による再ほ場整備を実施し、工事は平成 19 年に完了している。しかし、再ほ場整備開始から 40 年以上が経過するため、農業基盤の老朽化が進んでいる。今後は、大区画ほ場による効率的で先進的な農業を実現するため、耕作条件の改善に向けた検討を行うとともに、既存施設の計画的、効率的な補修・補強等による機能保全を進めていく。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考 予定工期
		受益地区	受益面積		
国営緊急農地再編整備事業（国）	区画整理 453ha 用排水路 457ha 排水機場 3カ所 排水路 12.5Km	宍道湖西岸	457ha	A01	H30～R11
農地中間管理機構関連農地整備事業（島根県）	区画整理 48ha 暗渠排水 36ha	長浜園	54ha	A02	R3～R10
農業競争力強化農地整備事業（島根県）	区画整理 22ha	橋波	22ha	A03	R9～R16
水利施設等保全高度化事業（島根県）	排水機場 3箇所統廃合 揚水機場 2箇所 パイプライン 200m	湖岸北	783ha	C01	R3～R12
水利施設等保全高度化事業（島根県）	排水機場 1箇所 揚水機場 4箇所	新中央	305ha	C02	R3～R12
水利施設等保全高度化事業（島根県）	幹線用水路 1箇所	十間川	203ha	C03	R7～R14
水利施設等保全高度化事業（島根県）	揚水機場 3箇所 パイプライン	平田中央	420ha	C04	R9～R21
水利施設等整備事業（島根県）	排水機場 1箇所	荘原新田上	30ha	C05	R7～R14
農村地域防災減災事業（島根県）	法面対策工 8箇所	所原	117ha	B01	R3～R9
農村地域防災減災事業（島根県）	落石対策工 8箇所	高津屋	80ha	B02	R3～R8
農地整備事業（島根県）	橋梁修繕	くにびき海岸	120ha	B03	R8～R11
農業水路等長寿命化・防災減災事業（出雲市）	水門改修 1式	居越	350ha	C06	R6～R9

「R7 農業農村整備事業管理計画」から抜粋

3 森林の整備その他林業振興との関連

特記事項なし。

4 他事業との関連

◆ 道路網の整備：高規格道路の整備

高規格道路「境港出雲道路」は、中海・宍道湖圏域を山陰道とともに8の字ルートで結び、圏域全体の「ひと・もの・いのち」をつなぐエッセンシャルネットワークとして、経済発展や安全安心な地域づくりに大きなストック効果をもたらす島根半島側の道路である。

この高規格道路の整備は、農産物・林産物の輸送の効率性・安全性が高まるものと期待されることから、関係機関と連携し、早期整備に向けて国へ強く要望するものとする。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

全国的に遊休農地が増加するなか、本地域においても耕作放棄や管理不十分の農地が増えつつある。

農地の保全等が特に困難になってきている中山間地域については、農業生産条件の不利を直接補助する中山間地域等直接支払制度の活用を図るとともに、集落ごとに集落協定の締結、集落マスタープランの作成を促し、集落営農の推進、担い手の定着、生活環境の整備を進め、遊休農地の発生防止に努めるものとする。これらの取組によっても、なお担い手の確保が見込めず、遊休農地等の解消及び発生防止が困難な地域においては、多様な担い手の確保など、あらゆる方策を検討し、農地の有効活用を図る。

また、中山間地域には、地すべり地帯が広く分布し、引続き地すべり対策を中心に農用地等の保全を図る。

本地域の北東部と南部には農業用ため池が多く、堤体の決壊による住家や農地の被害が懸念されることから、適切な事業実施によって保全と用途廃止に努めるものとする。

全市域において農業委員会が遊休農地の把握・解消のために実施している農地パトロールと連携することによって、農業者の農地保全意識の向上に努める。

さらに、多面的機能支払制度や中山間地域直接支払制度に継続して取り組み、本地域内の農地・農業用水等の資源や農村環境の保全と質的向上を図るものとする。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考 予定工期
		受益地区	受益面積		
地すべり防止（島根県）	長寿命化対策1式	出雲第一	1,517ha	A01	R4～R10
地すべり防止（島根県）	抑止工1式、抑制工1式	松原	17ha	A02	R2～R9
地すべり防止（島根県）	抑制工1式	中ノ手	41ha	A03	R4～R12
地すべり防止（島根県）	長寿命化対策1式	平田斐川第一	906ha	A04	R4～R12
地すべり防止（島根県）	長寿命化対策1式	佐田多伎	461ha	A05	R3～R9
地すべり防止（島根県）	抑止工1式、抑制工1式	出雲管内	1,450ha	A06	R5～R13
ため池整備（島根県）	堤体工1式	鳴滝	20ha	B01	R4～R7
ため池整備（島根県）	堤体工1式	大門池	11ha	B02	R5～R8
ため池整備（島根県）	堤体工1式	寺田	4ha	B03	R6～R9

「R7 農業農村整備事業管理計画」から抜粋

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄や管理不十分による農用地等の機能低下を防止するため、農業委員会サポートシステムを活用し農地等情報の効率的な管理を行い、関係機関及び農業団体による情報の共有化を図ることで、集落営農組織の強化や認定農業者へ農地集積を図る。

また、地域の農業を将来に継続させていくために、地域で話し合い、農地を利用しやすくすることが必要である。そのために策定した「地域計画」を推進し、遊休農地の発生防止に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域の水源は後背地の森林を源流としていることから、水源かん養機能など森林が持つ公益的機能が発揮できるように努める。

また、土砂の流出、土砂崩壊の防備、その他災害の防備のため、山地災害防止・土壌保全機能についても維持増進を図っていく。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市は、米穀、園芸、畜産など多様な農畜産物を生産する県内一の農業地帯である。特に山陰有数の穀倉地帯である斐伊川と神戸川に育まれた豊かな出雲平野においては、以前より水稲栽培を主体とした土地利用型農業が展開されてきた。近年は、農地の集積も進み、効率的な農業が展開されており、低コスト生産や省力化へ向けた取組も始まっている。

また、ぶどう・柿・いちじく等の果樹、玉ねぎ・ブロッコリー・アスパラガス等の水田園芸作物、菊・シクラメン・アジサイ等の花き類、肉質の評価が高い「しまね和牛」等の畜産業など、それぞれの地域の特性や実情に応じた農業生産が行われている。

しかしながら、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足に加え、農産物価格の下落、生産資材・燃料価格の高騰など農業を取り巻く状況は厳しさを増している。また、近年多発する大規模な災害や異常気象による被害で農業経営を断念する農業者も見受けられる。

このような状況を打開し、持続可能で活力ある農業・農村を実現するためには、農地の生産性を上げ、意欲のある担い手が生産の中心を占める農業構造を実現していく必要がある。加えて、地域の実情に応じた新規就農者の確保・育成が急務である。

農業・農村は、食料の供給をはじめ、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、多岐にわたる機能を有している。

次代を担う若い世代に魅力を感じてもらえる産業としての農業振興と、農村環境の維持・保全の両面を見据えた施策展開を図ることが重要である。

①効率的かつ安定的な農業経営の指標

効率的・安定的な農業経営の指標は、市内における認定農業者の経営事例等を踏まえ、他産業従事者と均衡する年間労働時間で地域その他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得とし、次に掲げるとおりとする。

ア 認定農業者

年間所得	概ね 400 万円 (主たる農業従事者 1 人当たりの所得)
年間労働時間	概ね 2,000 時間 (主たる農業従事者 1 人当たりの労働時間)

イ 認定新規就農者

年間所得	概ね 280 万円 (主たる農業従事者 1 人当たりの所得)
年間労働時間	概ね 2,000 時間 (主たる農業従事者 1 人当たりの労働時間)

この目標達成には就農時の年齢や家族構成、就農地域、既存の経営基盤活用の有無、経営作目により大きく異なるので、次の事項に留意しながら経営の発展段階、技術・経営力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等も勘案し、実現可能な目標を設定する。

- a 青年等が新たに農業経営を開始するのにあたっての技術・経営能力、資金の確保等からみた適切な経営規模
- b 果樹や畜産等生産が所得に結びつくまでに年月を要するもの、比較的早期から所得を上げることができるもの等それぞれの経営部門の特性
- c 中山間地域と平場地域等の自然条件、社会条件等の違い

②効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

具体的な営農類型等の農業経営の基本指標については、別記2のとおりとし、社会情勢の変化等に適応したものとするため、必要に応じて適宜見直すものとする。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等との連携により農地情報を共有し、また、「地域計画」の策定・推進により地域全体での計画的な農地集積を行い、認定農業者や集落営農組織等地域の中心となる担い手への農地集積を一層促進し、効率的な農用地の利用に務める。

具体的には、市内全域の集積率の目標を67%とし、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農用地が面的に集積されるよう、農地中間管理機構を軸としながら、関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組む。

一方で担い手育成にあたっては、多角化・高度化・複合化に向けた取り組みや6次産業化等を支援し、農用地の総合的な利用を図り、経営基盤の強化につなげる。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農業担い手の育成対策

効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、産地づくりと一体となった担い手づくりや、地域が必要とする多様な担い手の育成を図る。

①効率的かつ安定的な農業経営の育成

ア 新規自営就農者の確保及び育成

本市の農業を維持・発展していくためには、今後地域の担い手として期待される認定新規就農者の確保・育成が重要である。

UIターン者も含めた新規自営就農者の確保・育成に軸足を置き、自営就農者を安定的に確保するとともに就農後の経営発展に向けた支援を強化していく。

イ 認定農業者の育成

地域農業の維持・発展に大きく関わる認定農業者は、地域の中核的な担い手として他産業並みの所得確保に必要な、島根県が定める販売額1,000万円以上の経営体に育成していく必要があるため、規模拡大や高収益作物の導入、労力補完の仕組みづくり等の経営改善支援を進める。

ウ 集落営農の育成

本市において、集落営農組織は地域営農の維持に必要な存在であり、組織の継続性を高めていくためには集落営農組織が「米依存」から脱却して、収益性を高め、組織を支える担い手の確保が可能となるような経営を実現していく必要がある。

そのため、水田園芸をはじめとする経営の多角化や、組織の法人化、他の集落営農組織等との連携（広域連携）など様々な手法を組み合わせて経営の改善を進める。

②地域が必要とする多様な担い手の確保・育成

認定農業者や集落営農組織等の確保・育成に加えて、これまでの枠を超えて、定年等帰農者や半規半X実践者等の年齢や農業経営の規模によらず「地域が必要とする多様な担い手」を確保・育成し、担い手不在集落の解消を図る。

③担い手育成を進めるための取組

ア 美味しまね認証を核としたGAPの推進

GAPの取組は、農業経営上のリスク対策、生産コスト削減等、経営改善の有効な手法であり、農業経営に必要不可欠な取組である。このため、担い手が「美味しまね^{おい}ゴールド」を含む「国際水準GAP」認証を取得する環境づくりを進め、安定的な農業経営の実現に取り組む。

イ スマート農業の推進

担い手の経営改善にとって有効な技術が円滑に導入されるよう、国や民間企業が開発を進めるスマート農業技術を評価・分析しながら、市独自の出雲農業未来の懸け橋事業及び新出雲農業チャレンジ事業や国・県の補助事業等も活用し、本市に適した技術の導入、定着を進める。

ウ 担い手に対する支援施策の拡充

規模拡大や生産性向上を図ろうとする担い手に対しては、島根県、島根県農業協同組合出雲地区本部及び斐川地区本部と連携して国庫補助事業や県補助事業の活用も勧め、新規就農者の経営開始や認定農業者の規模拡大に必要な投資負担を軽減する。

エ 農業経営・就農支援センターの活用

島根県農業経営・就農支援センターを活用し、農業経営の法人化、円滑な経営継承、経営改善等の多様な経営課題に的確に対応していくため、関係機関で支援チームを設置し、農業者に対する経営相談・診断、経営課題のテーマに応じた専門家派遣・巡回指導その他支援を行うことで、その取組を促進する。

オ 女性の活躍推進

農業生産の重要な担い手であることから、女性の起業化促進を図る。また、経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者による集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

(2) 農用地の流動化対策

農業経営基盤強化事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①農地中間管理事業
- ②委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ③農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ④その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業について、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等との連携を図りながら、円滑かつ効率的に実施し、農用地の利用集積を促進する。

(3) 生産振興による規模拡大

市独自の出雲農業未来の懸け橋事業及び新出雲農業チャレンジ事業や国・県の補助事業等も活用し、水稻はもとより特産、畜産等の振興をさらに積極的に進める。また、それらの複合経営等も推進し、規模拡大に努める。

(4) 地力の維持増進対策

近年の消費者の「安全・安心」な農産物に対する意識の高まりや環境配慮の観点などから、安全性の高い高品質の農産物を生産するため、環境保全型農業直接支払制度による環境に配慮した農業として有機農業・減農薬等の取組を推進するとともに、有機堆肥による地力の維持・増進を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特記事項なし。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業従事者の高齢化や後継者不在による労力不足は、本市農業の大きな課題である。その解決を図るため、省力化・効率化・共同利用に資する施設・設備の整備を推進する。

水田農業においては、農業法人、集落営農組織、認定農業者等の担い手に対し、大型機械の導入を進める。また、地域農業を支える老朽化した水稲等の共同利用施設の再編集約、合理化を進め、水田農業の構造転換を図る。

園芸作物（野菜、果樹、花卉）においては、リースハウスや共同利用ハウス、省エネ型加温施設、灌水設備等の生産施設の整備、ぶどうの加温栽培においてスマート農業を普及し、持続的な発展を図る。

畜産においては、耕種農家と連携し、粗飼料確保、堆肥の活用といった取組を進める。

また農業の6次産業化に資する加工施設、販売施設等の整備を図る。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
カントリーエレベーター	斐川町 改修工事	斐川町	1313.9ha	382戸	JA組合員	A01	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特記事項なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業を担うべき者の育成・確保のために、人材育成、支援活動等のソフト面での支援を中心に行っていく。

具体的には、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、出雲市農業再生協議会及び斐川町地域農業再生協議会を中心に、関係機関と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械・作業場等の取得などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力、農福連携による労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事と組み合わせて農業に従事する者など、農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

施設整備の方向については、リースハウスの設置により、新規就農者の初期投資を軽減し、後継者育成及び技術の継承を図る。

さらに、果樹、稲作栽培において、スマート農業を推進し、高齢化や生産者の減少等、産地を取り巻く諸課題の解決に取り組む。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
農業就業者育成・確保施設 [リースハウス(ぶどう)]	パイプハウス	浜町地内 10棟 1.1ha	ぶどう新規就農者	A01	

3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、島根県、島根県農業協同組合出雲地区本部及び斐川地区本部、生産部会など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、出雲市アグリビジネススクールによる農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農業用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等を地域農業を担う者として育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や島根県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、出雲農業未来の懸け橋事業や新出雲農業チャレンジ事業の独自支援も組み合わせ、確実な定着、経営発展できるよう、青年等就農計画の実施状況を点検し、栽培技術指導、経営指導等の必要となるフォローアップを行う。

そして、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

これらのサポートを一元的に行うため、市、島根県、島根県農業協同組合出雲地区本部及び斐川地区本部、研修受入経営体等の関係機関で構成する「サポートチーム」を設置し、農業を担う者の受入れから定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

以上の取組を経営類型ごとに可能なものから「就農モデル」として見える化し、U I ターン者を含む新規就農希望者の就農促進を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特記事項なし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の地域経済における農業のウエイトは減少傾向にあり、総生産に占める農業の割合は、令和12年は0.5%程度と予想される。しかし、地域を持続的に維持発展させていくために認定農業者をはじめとする意欲ある農家・組織の経営規模の拡大によって生産性の高い農業を確立することが本市の重要課題であり、そのためには、農業者及び農家世帯員の安定雇用を図る必要がある。

本地域においては、高度経済成長による他産業の成長に伴う農業所得の不足を補う方策として、多くの農業者は通勤による兼業を志向した。これに対応するため、出雲市内最大の長浜工業団地の整備をはじめ、斐川地域では県内有数の企業を誘致し、雇用の機会を創出したことで、農業の機械化などに伴う余剰労働力を活用することで、農業と他産業のバランスある発展を目指し、地域活力の充実に努めてきた。

今後も、不安定な就業形態を解消し、安定的な就業機会を確保するため、湖陵地域で新規の工業団地を計画するほか、新産業創出支援等、産業分野の発展に努める。

また、これにあわせ他産業へ就業し、規模縮小の意向を持つ農家の農用地の流動化を図り、営農組合・認定農業者への農用地の集積を積極的に推進する。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

ハード面では豊かな活力ある農村地域の振興を図るため、地域経済の活性化に積極的に取り組むものとし、農村漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の取組等による地域資源を活用した6次産業を組み合わせ、農業従事者の就業確保を図るものとする。

ソフト面では農業以外の就業に関して、農外就労を希望する農家世帯員や、非正規雇用等の不安定な兼業状態にある農業従事者に対して、農外就労の安定化を図るための相談指導、助言等の活動を適宜行う。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特記事項なし。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農業従事者の高齢化や後継者不在により、特に中山間等の耕作条件が不利な地域で、荒廃した農地が増加している。また、農家・非農家の混在が進むことによって、町内や地域で行っていた集落機能の維持が困難になっている地域もある。

従来から、農村地域の生活環境の向上を図るため、農業用道路、農業集落排水設備、集会施設、農村公園等の整備が進められてきた。このような事業は、農村生活者の福祉の向上と地域コミュニティの連携強化に効果を上げている。また、非農家を含む地域住民全体で行う生活環境向上の取組みを支援するため、多面的機能支払制度を積極的に活用するとともに、取組団体の拡大を支援していく。

2 生活環境施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特記事項なし。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

国道、県道、市道を動脈とし、さらにこれらに連絡する既存農道の改良、新設等により計画的な農道の整備を図り農業生産の近代化、農業生産物の流通の合理化及び農村環境の改善を図る。

第9 付図

別 添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）

別記1 農用地利用計画

（1）農用地区域

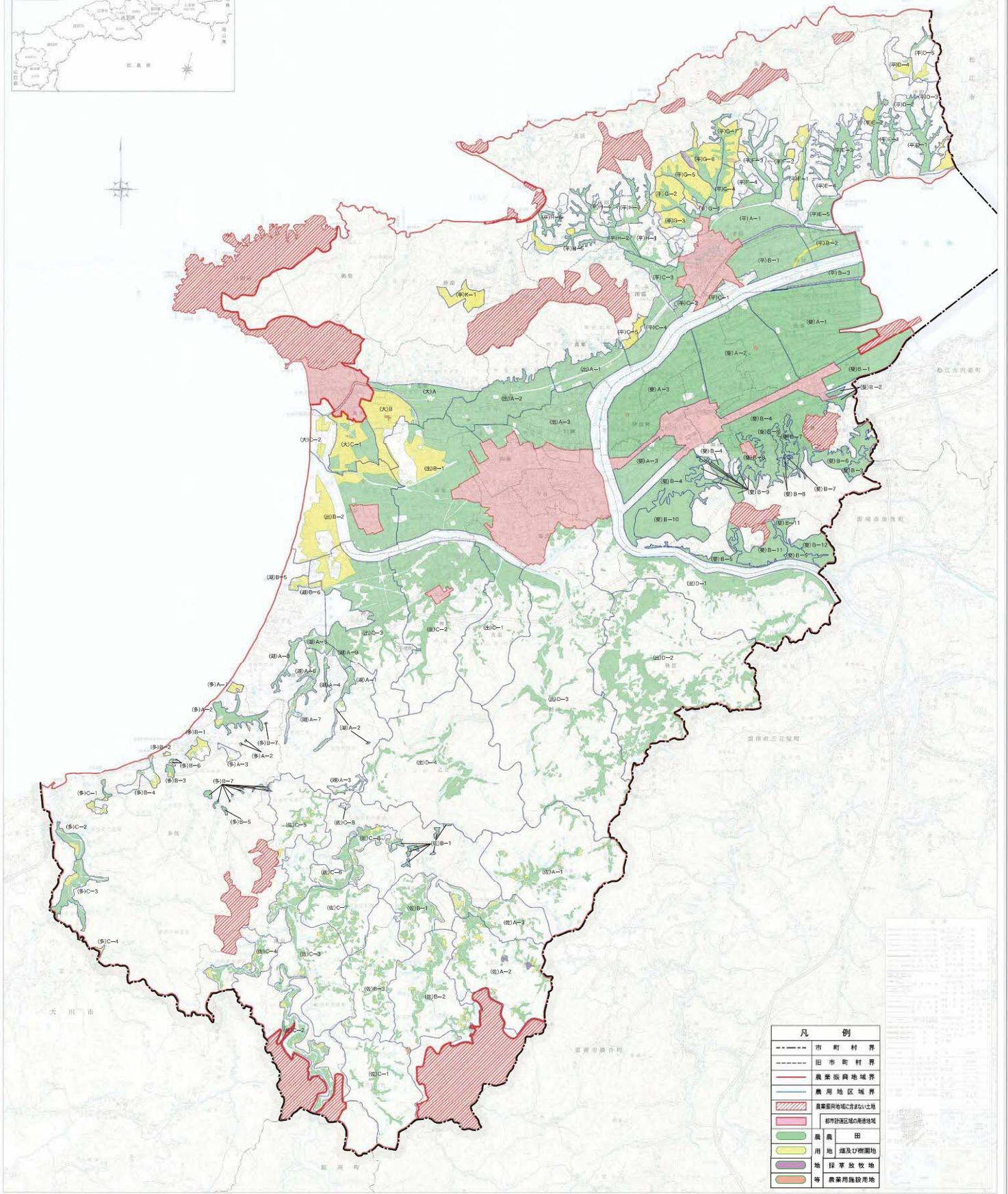
ア 現況農用地等に係る農用地区域

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

（2）用途区分

別記2 営農類型

出雲農業振興地域土地利用計画図



凡 例

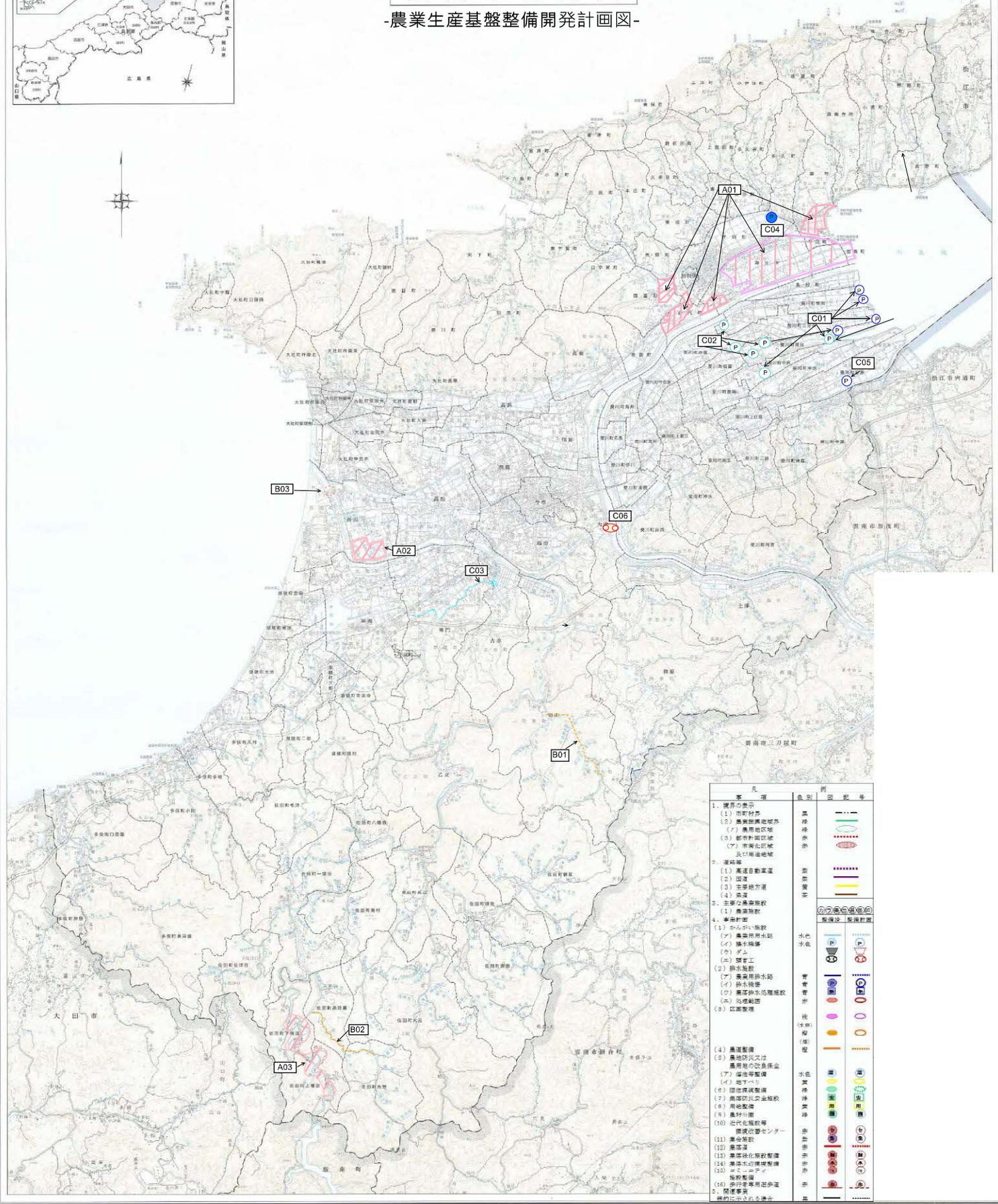
---	市 町 村 界
---	旧 市 町 村 界
---	農 業 振 興 地 域 界
---	農 用 地 区 域 界
---	農 業 振 興 地 域 に 含 ま れ ない 土 地
---	都 市 計 画 区 域 の 農 業 地 域
---	農 業 用 地
---	用 地 畑 及 び 樹 園 地
---	地 採 草 放 牧 地
---	等 農 業 用 施 設 用 地

1:50,000

出雲農業振興地域土地利用計画図

付図2号

出雲市管内図
-農業生産基盤整備開発計画図-

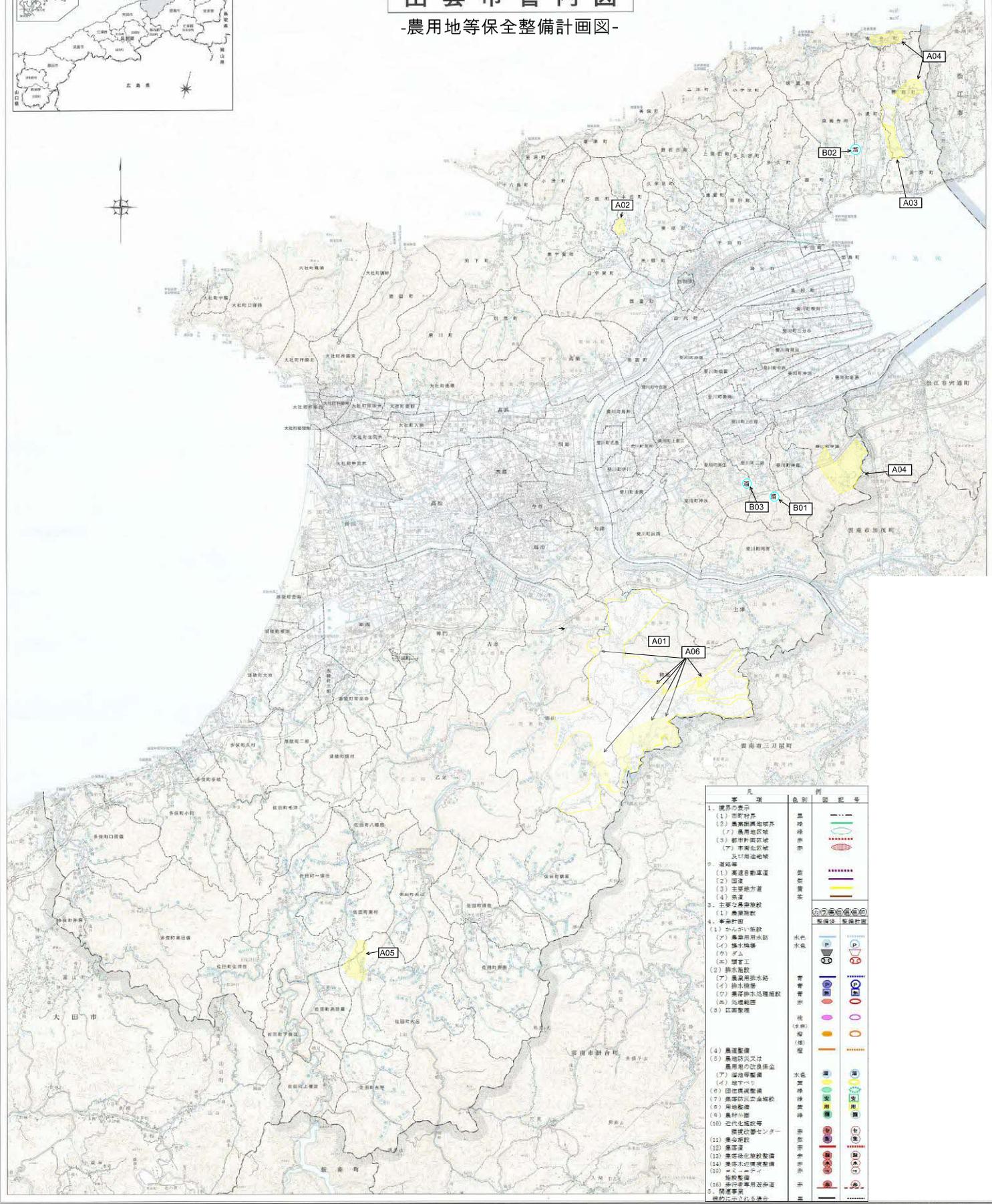


凡	色別	記号
1. 境界の表示		
(1) 市町村界	黒線	---
(2) 農業振興地域界	赤線	---
(3) 農用地区域	赤線	---
(4) 都市計画区域	赤線	---
(5) 市街化区域	赤線	---
(6) 市街化区域	赤線	---
(7) 市街化区域	赤線	---
(8) 市街化区域	赤線	---
2. 道路		
(1) 高速自動車道	赤線	---
(2) 国道	赤線	---
(3) 主要地方道	赤線	---
(4) 市道	赤線	---
3. 主要な農業施設		
(1) 農業用排水路	赤線	---
(2) 農業用排水路	赤線	---
(3) 農業用排水路	赤線	---
(4) 農業用排水路	赤線	---
(5) 農業用排水路	赤線	---
(6) 農業用排水路	赤線	---
(7) 農業用排水路	赤線	---
(8) 農業用排水路	赤線	---
(9) 農業用排水路	赤線	---
4. 事業計画		
(1) からがいの施設	赤線	---
(2) 農業用排水路	赤線	---
(3) 農業用排水路	赤線	---
(4) 農業用排水路	赤線	---
(5) 農業用排水路	赤線	---
(6) 農業用排水路	赤線	---
(7) 農業用排水路	赤線	---
(8) 農業用排水路	赤線	---
(9) 農業用排水路	赤線	---
(10) 農業用排水路	赤線	---
(11) 農業用排水路	赤線	---
(12) 農業用排水路	赤線	---
(13) 農業用排水路	赤線	---
(14) 農業用排水路	赤線	---
(15) 農業用排水路	赤線	---
(16) 農業用排水路	赤線	---
(17) 農業用排水路	赤線	---
(18) 農業用排水路	赤線	---
(19) 農業用排水路	赤線	---
(20) 農業用排水路	赤線	---
(21) 農業用排水路	赤線	---
(22) 農業用排水路	赤線	---
(23) 農業用排水路	赤線	---
(24) 農業用排水路	赤線	---
(25) 農業用排水路	赤線	---
(26) 農業用排水路	赤線	---
(27) 農業用排水路	赤線	---
(28) 農業用排水路	赤線	---
(29) 農業用排水路	赤線	---
(30) 農業用排水路	赤線	---
(31) 農業用排水路	赤線	---
(32) 農業用排水路	赤線	---
(33) 農業用排水路	赤線	---
(34) 農業用排水路	赤線	---
(35) 農業用排水路	赤線	---
(36) 農業用排水路	赤線	---
(37) 農業用排水路	赤線	---
(38) 農業用排水路	赤線	---
(39) 農業用排水路	赤線	---
(40) 農業用排水路	赤線	---
(41) 農業用排水路	赤線	---
(42) 農業用排水路	赤線	---
(43) 農業用排水路	赤線	---
(44) 農業用排水路	赤線	---
(45) 農業用排水路	赤線	---
(46) 農業用排水路	赤線	---
(47) 農業用排水路	赤線	---
(48) 農業用排水路	赤線	---
(49) 農業用排水路	赤線	---
(50) 農業用排水路	赤線	---
(51) 農業用排水路	赤線	---
(52) 農業用排水路	赤線	---
(53) 農業用排水路	赤線	---
(54) 農業用排水路	赤線	---
(55) 農業用排水路	赤線	---
(56) 農業用排水路	赤線	---
(57) 農業用排水路	赤線	---
(58) 農業用排水路	赤線	---
(59) 農業用排水路	赤線	---
(60) 農業用排水路	赤線	---
(61) 農業用排水路	赤線	---
(62) 農業用排水路	赤線	---
(63) 農業用排水路	赤線	---
(64) 農業用排水路	赤線	---
(65) 農業用排水路	赤線	---
(66) 農業用排水路	赤線	---
(67) 農業用排水路	赤線	---
(68) 農業用排水路	赤線	---
(69) 農業用排水路	赤線	---
(70) 農業用排水路	赤線	---
(71) 農業用排水路	赤線	---
(72) 農業用排水路	赤線	---
(73) 農業用排水路	赤線	---
(74) 農業用排水路	赤線	---
(75) 農業用排水路	赤線	---
(76) 農業用排水路	赤線	---
(77) 農業用排水路	赤線	---
(78) 農業用排水路	赤線	---
(79) 農業用排水路	赤線	---
(80) 農業用排水路	赤線	---
(81) 農業用排水路	赤線	---
(82) 農業用排水路	赤線	---
(83) 農業用排水路	赤線	---
(84) 農業用排水路	赤線	---
(85) 農業用排水路	赤線	---
(86) 農業用排水路	赤線	---
(87) 農業用排水路	赤線	---
(88) 農業用排水路	赤線	---
(89) 農業用排水路	赤線	---
(90) 農業用排水路	赤線	---
(91) 農業用排水路	赤線	---
(92) 農業用排水路	赤線	---
(93) 農業用排水路	赤線	---
(94) 農業用排水路	赤線	---
(95) 農業用排水路	赤線	---
(96) 農業用排水路	赤線	---
(97) 農業用排水路	赤線	---
(98) 農業用排水路	赤線	---
(99) 農業用排水路	赤線	---
(100) 農業用排水路	赤線	---

1:50,000

出雲市管内図

-農用地等保全整備計画図-



凡	色別	記号
1. 境界の表示		
(1) 市町村界	黒線	---
(2) 農業振興地域界	赤線	---
(3) 農用地区域	赤線	---
(4) 都市計画区域	赤線	---
(5) 市街化区域	赤線	---
(6) 市街化区域	赤線	---
(7) 市街化区域	赤線	---
(8) 市街化区域	赤線	---
2. 道路		
(1) 高速自動車道	赤線	---
(2) 国道	赤線	---
(3) 主要地方道	赤線	---
(4) 市道	赤線	---
3. 主要な農業施設		
(1) 農業施設	赤線	---
4. 事業計画		
(1) からがいの施設	赤線	---
(2) 農業用水路	赤線	---
(3) 排水施設	赤線	---
(4) ゴム	赤線	---
(5) 調整池	赤線	---
(6) 排水施設	赤線	---
(7) 農業用水路	赤線	---
(8) 排水施設	赤線	---
(9) 排水施設	赤線	---
(10) 排水施設	赤線	---
(11) 排水施設	赤線	---
(12) 排水施設	赤線	---
(13) 排水施設	赤線	---
(14) 排水施設	赤線	---
(15) 排水施設	赤線	---
(16) 排水施設	赤線	---
(17) 排水施設	赤線	---
(18) 排水施設	赤線	---
(19) 排水施設	赤線	---
(20) 排水施設	赤線	---
(21) 排水施設	赤線	---
(22) 排水施設	赤線	---
(23) 排水施設	赤線	---
(24) 排水施設	赤線	---
(25) 排水施設	赤線	---
(26) 排水施設	赤線	---
(27) 排水施設	赤線	---
(28) 排水施設	赤線	---
(29) 排水施設	赤線	---
(30) 排水施設	赤線	---
(31) 排水施設	赤線	---
(32) 排水施設	赤線	---
(33) 排水施設	赤線	---
(34) 排水施設	赤線	---
(35) 排水施設	赤線	---
(36) 排水施設	赤線	---
(37) 排水施設	赤線	---
(38) 排水施設	赤線	---
(39) 排水施設	赤線	---
(40) 排水施設	赤線	---
(41) 排水施設	赤線	---
(42) 排水施設	赤線	---
(43) 排水施設	赤線	---
(44) 排水施設	赤線	---
(45) 排水施設	赤線	---
(46) 排水施設	赤線	---
(47) 排水施設	赤線	---
(48) 排水施設	赤線	---
(49) 排水施設	赤線	---
(50) 排水施設	赤線	---
(51) 排水施設	赤線	---
(52) 排水施設	赤線	---
(53) 排水施設	赤線	---
(54) 排水施設	赤線	---
(55) 排水施設	赤線	---
(56) 排水施設	赤線	---
(57) 排水施設	赤線	---
(58) 排水施設	赤線	---
(59) 排水施設	赤線	---
(60) 排水施設	赤線	---
(61) 排水施設	赤線	---
(62) 排水施設	赤線	---
(63) 排水施設	赤線	---
(64) 排水施設	赤線	---
(65) 排水施設	赤線	---
(66) 排水施設	赤線	---
(67) 排水施設	赤線	---
(68) 排水施設	赤線	---
(69) 排水施設	赤線	---
(70) 排水施設	赤線	---
(71) 排水施設	赤線	---
(72) 排水施設	赤線	---
(73) 排水施設	赤線	---
(74) 排水施設	赤線	---
(75) 排水施設	赤線	---
(76) 排水施設	赤線	---
(77) 排水施設	赤線	---
(78) 排水施設	赤線	---
(79) 排水施設	赤線	---
(80) 排水施設	赤線	---
(81) 排水施設	赤線	---
(82) 排水施設	赤線	---
(83) 排水施設	赤線	---
(84) 排水施設	赤線	---
(85) 排水施設	赤線	---
(86) 排水施設	赤線	---
(87) 排水施設	赤線	---
(88) 排水施設	赤線	---
(89) 排水施設	赤線	---
(90) 排水施設	赤線	---
(91) 排水施設	赤線	---
(92) 排水施設	赤線	---
(93) 排水施設	赤線	---
(94) 排水施設	赤線	---
(95) 排水施設	赤線	---
(96) 排水施設	赤線	---
(97) 排水施設	赤線	---
(98) 排水施設	赤線	---
(99) 排水施設	赤線	---
(100) 排水施設	赤線	---

1:50,000

別記 1 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内の農用地等（農業振興地域の整備に関する法律第3条各号に掲げる土地）のうち、これまでに除外された土地以外の現況農用地を農用地区域とする。（除外土地の一覧は別に設ける）

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
出雲・A1	①東林木町と美談町との境界線 ②斐伊川左岸堤 ③武志町との境界線 ④稲岡町との境界線 ⑤里方町との境界線 ⑥日下町との境界線 ⑦51-(ろ)林班と農地との境界線 ⑧51-(は)林班と農地との境界線 ⑨51-(に)林班と農地との境界線 ⑩51-(ほ)林班と農地との境界線 ⑪52-(い)林班と農地との境界線 ⑫52-(ろ)林班と農地との境界線 ⑬52-(ほ)林班と農地との境界線 及び ⑭53-(ろ・は・に及びほ)林班と農地との境界線を順次結んで囲んだ区域	
出雲・A2	①日下町及び里方町と西林木町との境界線 ②稲岡町との境界線 ③高岡町との境界線 ④大塚町との境界線 ⑤矢野町との境界線 ⑥県道遥堪今市線 ⑦常松町及び平野町と大社町遥堪との境界線 ⑧48-(い)林班と農地との境界線 ⑨49-(い)林班と農地との境界線 ⑩49-(ろ)林班と農地との境界線 ⑪49-(は)林班と農地との境界線 及び ⑫49-(に)林班と農地との境界線を順次結んで囲んだ区域	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
出雲・A3	①武志町と東林木町との境界線 ②西林木町との境界線 ③里方町との境界線 ④平野町との境界線 ⑤江田町との境界線 ⑥県道遥堪今市線 ⑦昭和48年12月28日付島根県告示第829号で決定した用途地域との境界線 ⑧斐伊川左岸堤を順次結んで囲んだ区域 及び ⑨平成25年4月1日出雲市告示第145号で決定した用途地域との境界線	
出雲・B1	①松寄下町、浜町、八島町及び常松町と大社町との境界線 ②県道遥堪今市線 ③昭和48年12月28日付島根県告示第829号で決定した用途地域との境界線 ④県道多伎江南出雲線 ⑤神戸川右岸堤 ⑥東園町との境界線 ⑦荒茅町との境界線を順次結んで囲んだ区域 及び ⑧平成25年4月1日出雲市告示第145号で決定した用途地域との境界線	
出雲・B2	①西園町及び荒茅町と大社町との境界線 ②松寄下町との境界線 ③下横町との境界線 ④神戸川右岸堤 ⑤妙見橋 ⑥大島町及び神西沖町と西園町の境界線 ⑦湖陵町との境界線 及び ⑧国有海浜地との境界線を順次結んで囲んだ区域から昭和51年10月1日付島根県告示第712号で決定した用途地域を除く区域	
出雲・C1	古志町のうち神戸川左岸側に位置する区域	
出雲・C2	①下古志町及び芦渡町と古志町との境界線 ②乙立町との境界線 ③西神西町との境界線 ④東神西町及び平成町との境界線	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	⑤神西沖町との境界線 ⑥大島町との境界線 ⑦神戸川左岸堤を順次結んで囲んだ区域 及び ⑧平成25年4月1日出雲市告示第145号で決定した用途地域との境界線	
出雲・C3	①神西沖町及び大島町と西園町との境界線 ②神戸川左岸堤 ③神門町との境界線 ④知井宮町との境界線 ⑤芦渡町との境界線 ⑥乙立町との境界線 及び ⑦湖陵町との境界線を順次結んで囲んだ区域から、「東神西町 949-1 を起点に同 963、同 1143-3、市道神待高岩線、市道本神西 159 号線、九景川左岸堤、神西湖岸、小和田山鼻、市道小和田線、市道吉場線、(株)JR西日本の鉄道軌道敷地、及び県道多岐江南出雲線を順次結んで囲んだ区域」を除いた区域	
出雲・D1	①県道出雲三刀屋線 ②雲南市三刀屋町との境界線 ③稗原町との境界線 ④宇那手町との境界線 ⑤朝山町との境界線 ⑥上塩冶町との境界線 及び ⑦昭和48年12月28日付島根県告示第829号で決定した用途地域との境界線を順次結んで囲んだ区域	
出雲・D2	①稗原町及び宇那手町と大津町との境界線 ②船津町との境界線 ③上島町との境界線 ④西谷町との境界線 ⑤雲南市三刀屋町との境界線 ⑥見々久町との境界線 ⑦所原町との境界線 及び ⑧朝山町との境界線を順次結んで囲んだ区域	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
出雲・D3	①見々久町と野尻町との境界線 ②稗原町との境界線 ③宇那手町との境界線 ④船津町との境界線 ⑤大津町との境界線 ⑥昭和48年12月28日付島根県告示第829号で決定した用途地域との境界線 ⑦古志町と馬木町と神戸川左岸堤の交点の対岸に位置する神戸川右岸地点 ⑧古志町と馬木町と神戸川左岸堤の交点 ⑨古志町との境界線 ⑩乙立町との境界線 ⑪佐田町との境界線 及び ⑫雲南市三刀屋町との境界線を順次結んで囲んだ区域	
出雲・D4	乙立町全域	
平田・A-1	①湯屋川中筋橋北詰、灘分南北幹線2号市道中筋浜線接点 ②新田 4101、同 4110、同 4109 宅、同 3452-2、同 3187、同 2982-1、同 2960-1、平田船川右岸堤防下 ③平田船川明川橋東詰、桧山橋明川線、県道小伊津港線接点、同線市道布崎浜線接点 ④同線新田多久谷灘線、同線多久谷灘寺谷線接点、同線多久川右岸堤防下 ⑤同堤防下多久灘橋西詰、宇浜往環道上 3-1、同 3-2、平田船川左岸堤防下 及び ⑥同堤防下、桧山橋経由、同河川対岸右岸堤防下、同堤防沿湯屋川左岸合流点、同河川左岸を順次結んで囲んだ区域	
平田・B-1	①字古川 2610 湯屋谷右岸堤防、主要地方道斐川一畑大社線交点 ②同線斐伊川左岸堤防交点、同堤防市上水道浄水場接点 ③市道灘分 14 号線市道灘分南北幹線 2 号線交点南 50m ④市道灘分東西幹線 1 号線市道灘分南北幹線 2 号線交点北 50m ⑤灘分町 1257 宅、1250 宅、1161 宅、1005 宅 ⑥一畑電気鉄道、市道竿井手通り線接点(1123 宅) 及び ⑦市道竿井手通り線を順次結んで囲んだ区域の現況農用地	
平田・B-2	①斐伊川左岸堤防主要地方道斐川一畑大社線交点 ②同線湯屋川右岸堤防交点	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	③湯屋川、舟川右岸堤防沿、平田船川排水機場、論田川排水機場 ④穴道湖岸堰堤沿斐伊川左岸堤防接点 及び ⑤斐伊川左岸堤防を順次結んで囲んだ区域	
平田・B-3	島村町全域	
平田・C-1	①斐伊川左岸堤防字一の切 199-4、市道灘分 47 号線、市道灘分 7 号線字一の切 197 ②市道浜井手通り線字一の切 164-2 ③同線原添 1132-1 及び ④斐伊川左岸堤防を順次結んで囲んだ区域に次の地番を加える ㊦ 灘分町(灘分上部土地改良区域) 337-1、340-1、340-2、340-3、346-1、346-2、347-1、347-2、347-3、350-2、 350-3、354-1、354-2、355-1、355-2、367-3、367-2、367-1、371-3、371-2、 371-1、369-3、369-2、369-1、375-2、375-1、376、377、378、384-1、385-1、 386、388-1、388-2	
平田・C-2	①県道出雲平田線市道京塚線接点(字京塚 1906-3) 同線国道 431 号線接点(字数崎 1551-9) ②国道 431 号線、字大向 782-2 ③一畑電鉄軌道字落合 533 ④同軌道字落合 454 ⑤字落合 461、同 462、市道国富 3 号線接点 ⑥同線市道口宇賀西代本線交点 及び ⑦同県道出雲平田線接点を順次結んで囲んだ区域	
平田・C-3	①国道 431 号線字蓮田 1551-9、市道藪崎橋線、船川右岸字藪崎 1643 ②船川右岸字藪崎 1653、同川右岸沿なめら橋県道鰐淵寺線交点 ③同線県道十六島直江停車場線、市道口宇賀西代本線交点(字堀越 202-1) ④同線字堀越 40、同 36-2、同 17-1、下椿池下、同 8-2、同 1-1、さざら池下、市道国富 69 号線、字坂本 1649-2 を結んだ線 及び ⑤国道 431 号線交点を順次結んで囲んだ区域	
平田・C-4	①字中島 543 ②市道国富 58 号線市道国富大津線接点	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	③同線市道国富 46 号線交点、同線市道国富 31 号線接点 ④同線市道国富 29 号線接点 ⑤同線国道 431 号線交点、同線東林木町美談町境界線接点 ⑥同境界線県道出雲平田線斐伊川左岸堤防下接点 及び ⑦同線市道口宇賀西代本線交点を順次結んで囲んだ区域	
平田・C-5	①字馬場 54 宅、県神社境内西寄字旅伏桧木廻 2113-1 ②字荒木 97 宅、同 128 宅、同 266 宅、同字西谷 1820 ③字荒木 280 宅、同 291 宅、同 329、興源寺境内 382 宅、東林木町美談町境界線 ④同境界線国道 431 号線交点 ⑤国道 431 号線、市道美談住宅東禅寺東線接点 ⑥同線字荒木 467 宅、市道国富大津線字荒木 58 宅、字荒木 47 宅 及び ⑦市道国富 31 号線、市道国富 46 号線を順次結んで囲んだ区域	
平田・D-1	①市道美野本線市道西側線接点字須山 489、同線 ②字目久利 251、目久利谷南側水路沿目久利池下 221-1、同 221-1 北側市道目久利線市道西側線接点 ③同線、市道長安寺下線、市道長安寺線、字尺ノ内 330 ④尺ノ内池南側水路沿字池下 336、市道尺ノ内線 ⑤283-(ほ)、284-(い)各林班と農地境界線、字平見谷 3218-1、字平見谷 3217、野郷町小境町境界線、字平見谷 110、平見谷池西北端、字平見谷 92 ⑥市道平見谷線 81-1、180-2 ⑦字穴の谷 1572 ⑧290-(いろ・は・に・ほ・へ)各林班と農地境界線、市道伊野本線字湯屋谷 624-5 ⑨291-(いろ・は)各林班と農地境界線、市道伊野本線湯屋谷 623-4 ⑩市道伊野本線五三橋、字五三尻 617-1 ⑪292-(いろ・は・に・ほ)各林班と農地境界線、市道伊野本線字五三尻 602 ⑫同線字原 555、字廻田 1093-1、293-(い)林班と農地境界線、宮廻池堤防沿 293-(は)林班 ⑬293-(は)林班境、出雲市松江市境界線 及び ⑭同境界線、国道 431 号線、同線沿い市道美野本線を順次結んで囲んだ区域に次の土地を加える	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	⑦美野町 291-1、294-2、295-1、298-1、303、305、306	
平田・D-2	①市道平見谷線市道西側線交点、同線字蔵仙 259-1、字蔵仙 295 ②野郷町小境町境界線字蔵仙 3188、同境界線、市道小境伊野線接点 ③同線字大畑 421 ④加古作道、伊野小学校南側、市道伊野本線 ⑤同線垂水橋、289-(へ)林班と農地境界線 及び ⑥市道伊野本線市道平見谷線接点を順次結んで囲んだ区域	
平田・D-3	①市道大床線終点(字大床 1489-1)、同線市道平田松江幹線、大床池南端、字東谷 922 ②字西谷 671、市道高山西谷線字西谷 716、高山作道経由、字空山 771、市道大床三ノ谷線字杉畑 718-3 ③松江市出雲市境界線接点 及び ④同境界線、十膳山々頂を順次結んで囲んだ区域に次の土地を加える ⑦野郷町 31-1、32-1、33-1、34-1、35-1、36-1、44-1、44-2、45-1、90-1、91-1、92-1、93-1、94-1、95-1、96-1、97-1、98-1	
平田・D-4	①字中倉 1287-1 乙木池、市道乙木線字中倉 1306 ②市道大畑畑線字乙木 1406-3 ③285-(い・ろ・は)各林班線小境町側約 20ha ④286-(い・ろ・は)各林班線 ⑤市道宮谷線、市道伊野本線、伊野川 ⑥288-(ほ)、289-(い)各林班と農地境界線、市道三の谷線字竹林 1184 及び ⑦同線字原田 581-2、市道伊野本線を順次結んで囲んだ区域に次の土地を加える ⑦庄田 600-1、600-2、600-3、603-4、603-5 ⑧籠井手 740、741、746、752、753-1、754-1 ⑨杉畑 732-1、737-1、738-1	
平田・D-5	①字竹林 1184、市道三の谷線、市道大床三の谷線 718-3、松江市出雲市境界線接点 ②同境界線沿三の谷溜池堤防南端 ③字宮の上 1018、松江市境界字蛇ヶ平 3682、同境界線字川原田 2610 ④字焼火 2458 宅、市道伊野本線接点字岩屋口 2335 ⑤同線字宮の谷尻 1932、伊野川、字宮の谷尻 1933-2、同川字前田 1997	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	及び ⑥288-(ほ)、289-(い)各林班と農地境界線を順次結んで囲んだ区域に次の土地を加える ㊦後谷 764-1、765-1、765-2、766-1、766-2、767-1、775-4、776-10	
平田・E-1	①学表 1774、279-(い・ろ)各林班と農地境界線、字横枕 2375、字細田 566 宅、字清水 577 宅、字半化 1622 ②280-(い・ろ)各林班と農地境界線、内字平見谷 110、小境町と野郷町の境界線、市道平田松江幹線 ③281-(い)林班と農地境界線(一部圃場整備田境界線)と内小分班 45-64 を結ぶ線及び ④281-(ろ)林班と農地境界線(一部圃場整備田境界線)、1777 宅、一畑電鉄軌道を順次結んで囲んだ区域	
平田・E-2	①字口伝 41-3、圃場整備境界線沿字大門堤内 292-2、同 2016、小境町鹿園寺町境界線字上井 2021-1、字上ノ北 285-1 ②字新宮 165 宅、桑廻池に結ぶ線、271-(い)林班一部 ③271-(ろ)林班の鹿園寺町境界線市道妙見一畑山線接点 ④272-(い)、271-(ろ)林班境界線沿滝の前橋、272-(い・ろ)、277-(い・ろ・は)、278-(い)各林班と農地境界線 及び ⑤539 宅、市道的場松尾橋線、456 宅、市道小境灘本線接点、同線主要地方道斐川一畑大社線を順次結んで囲んだ区域に次の土地を加える ㊦穴田 383-6、383-10、383-11、383-12、383-13、383-1	
平田・E-3	①市道園焼山線国道 431 号線接点、同線字すはで 219-1 ②257-(ろ)、258-(い・ろ)各林班と農地境界線、三ツ越池北端、市道園宮廻線、作道三ツ越線、市道布崎苧藻谷線接点字権現谷 1039、260-(い)林班境界及び農地境界線沿い納蔵溜池北端 ③260-(い)、261-(い・ろ)、265-(ろ)、266-(い・ろ)、267-(い・ろ)各林班と農地境界線、字土井 2021-1、字大門堤内 2016、字馬場 446 宅 ④267-(ろ)、269-(い)の一部各林班と農地境界線 及び ⑤市道鹿園寺東線 226-1 宅、同線鹿園寺西線接点、同線国道 431 号線接点、同線を順次結んで囲んだ区域	
平田・E-4	①字山下 1622、市道御頭田合ヶ谷線、市道園別所線、別所大池南端、257-(い)林班と圃場整備田境界線、市道別所大廻線、市道園別所線字すはで 219-1	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	②市道園焼山線 及び ③市道中島鹿園寺線、国道 431 号線を順次結んで囲んだ区域	
平田・E-5	①境川境橋西端、市道中島鹿園寺線、国道 431 号線、字南船川沿北 1559-1 宅、市道新田布崎線、一畑電鉄軌道、字沖の島 1529-1 ②市道布崎会場西線(接する農地含む)、沖の島 1546-1、北船川右岸堤防沿字沖の島 1537-1 及び ③平田船川左岸堤防、宍道湖岸堤防、境川を順次結んで囲んだ区域	
平田・F-1	①国道 431 号線市道布崎苧藻谷線交点、同線字桃の木原 1030 ②作道苧藻谷線字苧藻谷 987 ③字苧藻谷 1071、作道三ツ越線交点、255-(い)林班と農地境界線(字権現 1045 の 2)、作道木床線字木床 1423、同 1421、作道菅沢線字佐白 1215-25 ④作道菅沢線 ⑤同線字菅沢 1228-1 宅、作道清水廻線 ⑥同線市道布崎苧藻谷線交点 ⑦同線字伊屋谷越 973、1395-6 嶺線、作道姪ヶ廻線、市道多久苧藻谷線字江田越 1390 ⑧同線作道平谷越線、字姪ヶ廻 937-1、大慶寺奥の院 及び ⑨市営鳴竹住宅山頂旭が丘 898、1380 宅、892 宅農地境界線、国道 431 号線を順次結んで囲んだ区域	
平田・F-2	①多久川多久灘橋東詰、多久川左岸堤防沿字字筒井 24 宅 ②作道拜田谷線、字秋廻 106 宅、同 117 宅、同 128 宅 ③相田廻池下字相田廻 135-3、1163、字勝負廻 202 宅、字あづが谷 227 宅 ④作道あづが谷越線市道多久線接点、同線字代官家前 271-1 宅 ⑤字菅沢 328-2 宅、字宮向 332 宅、字ほり田 343 宅、各農地境界線、市道多久郷坪湯屋谷線交点 ⑥字湯屋谷 355 宅、作道湯屋谷越線接点、字湯屋谷 367 宅、字馬の谷 391 宅 ⑦農地境界線、湯屋谷池、湯屋谷池水路 ⑧字かせ崎 423、市道多久客の前線市道門畑八田谷線接点 ⑨市道門畑八田谷線、八田谷大池下農地境界線、字桜林 483 宅、水路沿市道多久苧藻谷線接点 ⑩市道多久苧藻谷線、字江田 525 宅、江田池下、字江田 541 宅水路沿市道多久姪	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	ㄱ廻線交点、水路沿市道寺谷線交点 及び ⑪字大畑 844 宅、市道大灘線を順次結んで囲んだ区域	
平田・F-3	①市道多久谷灘寺谷線、市道多久谷灘寺床線接点 ②同線字遠所 571 宅、市道上岡田遠所線、遠所池北側堤沿北端 ③上岡田町境界線字遠所 2109、同 2113、嶺線を経て字水口 2120、市道多久谷灘寺床線字榎ヶ所 691-1 ④同線字矢入道 1379-1、農地境界線沿、祝廻池 1 号 2 号、作道祝廻越線、片面山水路接点 ⑤同線沿、字乳母ヶ谷 1436 宅、別所神社参道接点、池田池下字別所 1509 宅、同 1493 宅下一本松尻水路、市道一本松線市道内ノ池本線接点 ⑥市道内の池本線字下床 1669 宅、字於坪谷 1772、嶺線、作道妙蔵寺越線交点、同線市道多久谷灘寺床線接点、同線作道天高鼻線、市道多久谷畑線 ⑦同線沿字小山 1037-1 宅 小山谷嶺線、同線熊野神社字奥上 931 宅、農地境界、字古屋敷 835 宅、市字前田 796 宅、市道多久谷畑線、同線字落合 734-4、市道多久谷東線字枕廻 689 宅 及び ⑧作道枕廻線、嶺線、字尾添 415 宅、市道多久谷東線字蔵屋敷 343 宅、同線、市道布崎浜線、多久川左岸堤防、市道多久谷灘寺谷線を順次結んで囲んだ区域	
平田・F-4	①市道布崎浜線市道岡田西線接点、同線字竹の崎 369 宅、字丸山 1393、同 1397、字奥 1419-2、同 212、作道飯山線、字鍛冶畑 156-1 ②市道飯山山根線、市道飯山上岡田線、市道飯山尾添線、市道尾添尾根持田線、市道飯山上岡田線、市道岡田東線 495-1、市道平田松江幹線、同線、市道岡田東線 469-5、市道岡田東線 及び ③同線沿字延手 425 宅、作道筒部越線、嶺線、作道本寿寺越線、本寿寺池下字山根 76 宅、字妙福寺参道入口、市道布崎浜線を順次結んで囲んだ区域に次の土地を加える ㉞岡田町 470-2、471-1、472-2、472-3、495-1	
平田・G-1	①県道小伊津港線天神橋北詰 ②同線左岸堤防沿山崎橋北詰、市道牧戸門原線市道久多美神社船廻線 及び ③県道小伊津港線を順次結んで囲んだ区域	
平田・G-2	①市道牧戸門原線市道牧戸廻田線接点、同線本庄町境界	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	<p>②同境界線、本庄町字カガシ堀 443 字寺向 986-1、字四久保田 987-2、同 998-1、嶺線、作道西谷池線、西谷池南端</p> <p>③西谷池堤防下水路、市道久多見西線、市道臼井谷線、池田池堤防南端</p> <p>④嶺線沿い、市道山崎竹下線字畑 1408 宅、同 1047 宅前、1039 宅前、1024 宅、1016 宅、市道東福畑線</p> <p>及び</p> <p>⑤市道山崎竹下線、市道門明羽根岸線、字門明 907 宅、勝永寺、市道勝永寺線、市道山崎竹下線、市道牧戸門原線を順次結んで囲んだ区域</p>	
平田・G-3	<p>①市道愛宕町牧戸線市道牧戸団地南線接点、同線都市計画区域境界線、平田高校校庭南側、墓地公園北側、ヒラタ精機敷地北東側、1771 宅、保安林境界沿本庄町境界線接点</p> <p>及び</p> <p>②同境界線市道牧戸廻田線接点、同線沿市道愛宕町牧戸線接点を順次結んで囲んだ区域</p>	
平田・G-4	<p>①市道布崎浜線県道小伊津港線接点、同線市道能登線接点、同線市道飯山上岡田線接点、同線市道尾添尾根持田線接点、同線市道飯山尾添線接点</p> <p>及び</p> <p>②市道布崎浜線字大山 1448-1、市道布崎浜線を順次結んで囲んだ区域</p>	
平田・G-5	<p>①市道牧戸門原線市道臼井谷線接点、同線久多見町字臼井 1、同 726-1 宅、同 760-3 宅、同 791 宅、227-(い)林班小分班 30,29,27,13,9、227-(ろ)林班小分班 30 池下、農道 22 嶺線交点、嶺線沿、池田池南端</p> <p>③市道臼井谷線、市道久多見西線、耕地沿西谷池南端、作道西谷池線沿嶺線接点、字池の奥 501 宅、同 486 宅 字楠 607 宅、字猿喰 243-1、農道沿い明地池</p> <p>及び</p> <p>⑤市道明地池通り線、市道君ヶ崎伊儀線、市道野石谷線、県道小伊津港線、市道久多美神社船廻線、市道牧戸門原線を順次結んで囲んだ区域</p>	
平田・G-6	<p>①県道小伊津港線市道野石谷線接点、同線市道君ヶ崎伊儀線、市道明地池通り線、農道沿字矢の尻 252</p> <p>及び</p> <p>②字大平 1087-1、野呂志神社字宮脇 665、同 783、同 861、同 857、同 725、嶺線沿い作道松倉線、県道小伊津港線字川尻 1009、同線を順次結んで囲んだ区域</p>	
平田・G-7	<p>①市道能登線県道小伊津港線接点、同線字川尻 1009</p> <p>②235-(い・ろ)、237-(い・ろ)各林班と農用地境界線</p> <p>③字一久保田 1123-2、葦手 1564 北端</p>	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	<p>④多久谷町上岡田町境界線字塚原 1558</p> <p>⑤上岡田町字池久保 905、林市道内/池本線境界線交点</p> <p>⑥238-(い・ろ)各林班境界線沿字遠所 2109、同 2113</p> <p>及び</p> <p>⑦238-(は)林班境界線沿市道能登線交点、同線を順次結んで囲んだ区域</p>	
平田・H-1	<p>①県道鰐淵寺線市道葦崎小池谷線、同線市道平田後山線、小池堤防下、223-(に)林班と農地境界線、奈良尾池堤防下</p> <p>②奈良尾池東側、保安林境界線、東福町境界線、市道牧戸廻田線交点、同線市道奈良尾廻田線、市道平田松江幹線、市道森崎大歳線、林道庵地東谷線、市道原屋浄蓮寺線、字庵地 18-2、同 16</p> <p>及び</p> <p>③平田船川、県道十六島直江停車場線、県道鰐淵寺線を順次結んで囲んだ区域</p>	
平田・H-2	<p>①県道十六島直江停車場線平田船川分岐点、同川、字庵地 16、同 18-2、市道原屋浄蓮寺線、林道庵地東谷線</p> <p>②市道森崎大歳線、市道森崎奥山線、市道森崎禅林寺線、市道平田松江幹線</p> <p>及び</p> <p>③市道農協西田支所前線、県道鰐淵寺線、県道十六島直江停車場を順次結んで囲んだ区域</p>	
平田・H-3	<p>①市道森崎奥山線市道森崎大歳線接点、同線市道平田松江幹線接点、同線沿字角田 441 宅、西谷川、字寺向 986-1、字四久保田 987-2、市道廻田池西谷線字千束 495</p> <p>及び</p> <p>②220-(い)、219-(ろ)各林班と農地境界線、字樋の口 692、小堤池、字鶴屋 7 宅、市道中西大歳線、市道森崎奥山線を順次結んで囲んだ区域に次の土地を加えた区域</p> <p>⑦大歳 210-2、215-1、215-2、215-3、215-4</p>	
平田・H-4	<p>①字九反庄 661-2、農道沿辰の前池下、同池西沿い、市道森崎禅林寺線、県道十六島直江停車場線、万田大橋、西谷橋、深山橋經由同線接点、同線小津町境界</p> <p>②214-(い・ろ)、215-(い・ろ)各林班と農地境界線</p> <p>③字西谷 1179-3、215-(ろ・は)各林班界、市道尾添谷支線字尾添 1492</p> <p>④216-(い)林班と農地境界線、市道奥堀繁本線接点、同線市道森崎奥山線接点、同線沿字溝打 285-1</p> <p>及び</p> <p>⑤217-(ろ)林班と農地境界線、市道森崎奥山線市道森崎禅林寺線接点、同線市道</p>	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	平田松江幹線交点、同線を順次結んで囲んだ区域	
平田・H-5	<p>①字峻之前 4-3、県道鰐淵寺線、208-(い・ろ・は)南側各林班と農地境界線</p> <p>②字掘坂 1084-4 宅、同 1055 宅南方 200m、字雑土ヶ谷尻、1030 宅南方 100m、字若大谷尻 1020 宅南方 100m、市道光尾谷布勢線市道布勢谷線接点</p> <p>③市道布勢谷線市営焼却場跡地より南方 200m、字 319-(い)林班小分班 45-1、210-(い)林班小分班 36,41,55、市道光尾谷布勢線字宮下 982-2、同線字坂の下 894-4、同 889-3</p> <p>④211-(い)林班と農地境界線、田仲橋、字宮ノ下 999 宅と字廻 986 宅を結ぶ線</p> <p>⑤字廻 986 宅、字掘坂 1039-1 宅北方 100m、字坂下 530 宅 208-(は)北側林班と農地境界線</p> <p>⑥常楽寺池下、県道鰐淵寺線接点、同線市道光尾下線接点、同線沿字小横田 1390、同 1392、字古池 1389、字小横田 1398、同 1394-1、字奥屋敷 441 宅及び</p> <p>⑦213-(い・ろ)各林班と農地境界線、農道接点西谷橋、万田大橋、県道十六島直江停車場線、市道農協西田支所前線を順次結んで囲んだ区域</p>	
平田・H-6	<p>①県道鰐淵寺線市道堤廻線接点、211-(ろ)林班と農地境界線、市道奥宇賀河下線 県道鰐淵寺線接点</p> <p>②同線主要地方道斐川一畑大社線接点、同線市道和田学校線、市道和田線、212-(い)林班と農地境界線</p> <p>③市道和田学校線 県道鰐淵寺線接点、字同線沿農地南側水路、市道和田小津線 県道鰐淵寺線接点 及び</p> <p>④212-(い)林班東側農地境界線沿字菅代 1313、嶺線、317-(ろ・は)、212-(ろ)林班境界線、字菅代 1323-1、同 1323、212-(ろ)林班と農地境界線を順次結んで囲んだ区域 (ただし港湾隣接地域を除く)</p>	
平田・K-1	<p>①字鍛冶屋 367、市道鰐淵 1 号線、不動橋</p> <p>②字駄畑 301-3 宅、324-(に)林班と市道鰐淵 2 号線交点</p> <p>③329-(い)林班小分班 61、河下浄水場、329-(ろ)林班小分班 5、329-(い)林班南境界線西端</p> <p>④同境界線、329-(に)林班南境界線接続、同線沿旧市道猪目遙堪線交点(字砂田 252)</p> <p>⑤325-(い)林班小分班 5、324-(は)林班小分班 36-1、324-(ろ)林班南境界線林道唐川東山線交点、324-(ろ)林班小分班 89,14 及び</p>	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	⑥字峠の後 99 宅、同 111 宅、字大角 183 宅、字中筋 332 宅、市道鰐淵 16 号線市道鰐淵 17 号線接点、市道鰐淵 16 号線を順次結んで囲んだ区域	
佐田・A-1	(朝原) 佐田町朝原	
佐田・A-2	(原田) 佐田町原田	
佐田・A-3	(須佐) ①401-(い)林班小分班 1 須佐川との交点、405-(ろ)林班小分班 87 及び 88 の接点、同林班 86,85,84,82,80,76 を結ぶ線 ②405-(ろ)林班及び 405-(い)林班北側農用地境界線、405-(い)林班小分班 6、原田字界交点、同字界、県道宮内掛合線交点 ③須佐川右岸堤防、須佐、原田交点 ④404-(ほ・に・ろ・い)各林班、403-(い・は)各林班、原田との境界線 ⑤403-(い・は)各林班交点、同林班境界線 ⑥403-(い)林班小分班 95 と 96 の接点、同林班西側農用地境界線、県道三刀屋佐田線との交点 ⑦同県道、402-(に)林班小分班 97,98 を囲み、402-(に・は)各林班南側農用地境界線、402-(は)林班小分班 22、402-(は)林班界、402-(い)林班界交点、402-(ろ)林班小分班 12,11,20,49,48,47,46,39 を結び同 24,22,21,16,14,11 を結んだ線及び ⑧402-(は)林班小分班 10,9,7,5,4,3,2,1、402-(い)林班小分班 81,80,79 を結んだ線、402-(い)林班、401-(ろ・い)各林班南側農用地境界線を順次結んで囲んだ区域	
佐田・B-1	(反邊) ①須佐橋、主要地方道湖陵掛合線、久光寺前農道久光寺熊谷線、市道中学校口平田線交点 ②441-(は)林班小分班 9,7,6,5,4,2 を結ぶ農用地境界線 ③441-(は・ろ)各林班、442-(ろ)林班交点 ④442-(は)林班に接する 440-(ろ)林班、440-(い)林班境界線、439-(い)林班境界線、県道三刀屋佐田線交点、同県道沿いに 439-(い)林班小分班 33 交点、438-(い)林班小分班 3,2,1 を結び、437-(は)林班に接する 438-(い)林班境界線 ⑤大呂字界との交点、同境界線、県道佐田八神線交点、波多川左岸堤防を下り、436-(は)林班小分班 48 交点 及び ⑥436-(は・ろ・い)各林班農用地境界線を順次結んで囲んだ区域に次の土地を加	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	<p>える</p> <p>㊦446-(い)林班西側及び 445-(い)林班北側に隣接する現況農用地</p> <p>㊧444-(ほ)林班東側に隣接する現況農用地</p> <p>㊨佐田大橋～高貝橋間について、神戸川左岸堤防と国道 184 号線に囲んだ区域の現況農用地</p> <p>㊩八幡原境界～佐田大橋間について、神戸川右岸堤防と国道 184 号線に囲んだ現況農用地</p> <p>㊪443-(い)林班小分班 2,7,8,9,11,13、443-(ろ)林班小分班 22-1,22,25,26 及び 442-(い)林班小分班 16,15,12,18 に接する農用地境界線と、林道桐谷線、国道 184 号線に囲まれた区域の現況農用地</p> <p>㊫443-(ろ)林班小分班 26,29,32,32-2,33 に接する農用地境界線と、林道桐谷線に囲んだ区域の現況農用地</p> <p>㊬443-(ろ)林班小分班 1,8-1,8-2 及び 443-(い)林班小分班 28,24,32,29 に接する農用地境界線と、八幡原境界線に囲んだ区域の現況農用地、採草放牧地</p>	
佐田・B-2	<p>(大呂)</p> <p>㊭447-(い・ろ)林班、448-(い)林班、449-(ろ)林班を結ぶ線</p> <p>㊮450-(い)林班、452-(い)林班小分班 12,13,16,15,17,21,22 を結ぶ境界線及び</p> <p>㊯451-(ろ)、461-(い・ろ)各林班、467 林班に接する 461-(ろ)林班、461-(は・に・ほ)各林班、462-(い・ろ)各林班、463-(に)林班、464-(い・ろ)各林班の外円境界線を順次結んで囲んだ区域</p>	
佐田・B-3	<p>(西山中)</p> <p>㊰反邊と大呂字界、463-(に)林班に接する 465-(ろ)林班境界線</p> <p>㊱462-(い)林班に接する 466-(ろ)林班、461-(ほ)林班境界線</p> <p>㊲461 林班に接する 467-(い)林班境界線</p> <p>㊳吉野字界、高津屋境界線</p> <p>及び</p> <p>㊴東村境界線以上の外円線を順次結んで囲まれた区域</p>	
佐田・C-1	<p>(吉野)</p> <p>吉野全区域に、次を加えた区域</p> <p>㊵上橋波 507-(い)林班小分班 6,7、508-(い)林班全域</p> <p>㊶509-(い)、508-(い)各林班境界線、飯南町の境界線で囲んだ区域</p>	
佐田・C-2	<p>(橋波)</p> <p>㊷上橋波長川原 510-(い)林班小分班 4、神戸川交点、510 林班、511 林班、512 林</p>	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	班に接する農用地境界線 ②513-(い),(ろ)各林班境界線、513-(ろ)林班小分班 24,23 に接する主要地方道大田佐田線交点 ③513-(い),(ろ)各林班に接する農用地境界線、国道 184 号線、504-(い)林班、505-(い)林班、506-(い)林班に接する農用地境界線、同国道交点を順次結んで囲んだ区域	
佐田・C-3	(窪田) ①市道窪田八幡原線、485-(い)林班小分班 66 との交点、485-(い)林班に接する 486-(い)林班、487-(ろ)林班境界線 ②銀山谷協営農場下を沿って、県道佐田小田停車場線、町三叉路、484-(い)林班に接する農用地境界線 ③佐津目字界交点、伊佐川横断 483-(ろ)林班境界西側農用地境界線、483-(い)林班東側境界に接する農用地境界線 ④482-(い)林班小分班 90 との交点、同林班界、481-(い)林班小分班 48 から同 44,43,31,16,15,9 を結ぶ線 ⑤神戸川右岸堤防を下り高津屋字界交点 ⑥480-(ろ)林班境界線、東村境界線、舟岡(ろ)林班 108 交点 ⑦神戸川右岸堤防を順次結んで囲んだ地域 ⑧高津屋 以上の区域	
佐田・C-4	(佐津目) ①中佐津目、大田市境界、518-(い)林班の農用地境界線 ②519-(い・ろ)各林班に接する農用地境界線、519-(い)林班小分班 39,52 接点から同 40,42,43,44,45 を結ぶ線 ③小田国有林東側境界線、多伎町境界、519-(い)林班小分班 59 と 66 交点、同境界線、同林班 61,60 東側境界、県道窪田山口線交点 ④同県道、一窪田字界との交点、515-(い)林班中曾山、516-(い)林班接点、同林班界、伊佐川交点 ⑤516-(い)林班北側境界線に接する現況農用地境界線 ⑥517-(い)林班小分班 2,5,6,7,8 を同班との境界線 9,1,13,16,19 東側界を結んで大田市境界線を順次結んで囲んだ区域	
佐田・C-5	(毛津) ①520-(い)林班、市道才谷三叉路交点、521-(い)林班、487-(ろ)林班東側境界線 ②487-(ろ)林班小分班 18,20 を結ぶ線、521-(い)林班 76,75、同林班南側境界線	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	128、130 交点 ③485-(い)林班西側銀山谷協営農場に沿って 484-(い)林班小分班 112、市道窪田秋竹線に沿って現況農用地境界線 ④多伎町界線、毛津山三角点、522-(い)林班の接する林班界、多伎町及び湖陵町界線を順次結び囲んだ区域 ⑤毛津 136、136-1、137-1、138、138-1	
佐田・C-6	(栗原) ①486-(い)林班境界と神戸川交点 ②486-(い)林班、同班境界線、487-(い)林班、485-(い)林班交点 ③485-(い)林班、488-(い)林班東側境界に接する現況農用地境界線 ④主要地方道湖陵掛合線 488-(い)林班小分班 17 との交点 ⑤才谷川、同神戸川合流点、神戸川右岸堤防とを順次結んで囲んだ区域	
佐田・C-7	(東村) 東村地内の現況農用地	
佐田・C-8	(八幡原) ①市道栗原大橋、神戸川左岸堤防を下降し、反境界交点 ②470-(い)林班小分班 4,5,7,8,10,9,12,13 を囲んだ現況農用地境界線 ③国道 184 号線、470-(い)林班、471-(い)林班境界線を順次結んで囲んだ区域 ④県道湖陵掛合線湖陵町境界、投田橋才谷川より神戸川左岸堤防を下降し、反境界及び 472-(い)、473-(い)、474-(い)林班と現況農用地境界線を結んで囲んだ区域 ⑤472-(い)林班小分班 20,21,23,24,30-1,32,33,34,35,36,38,39,44,45 を結び囲んだ区域 ⑥八幡原 725-1、715-2、1348、1350、725-2、680-4、680-2、680-1、681、681-1、680-3、683-1、682、683-2、683-3、684-1、684-3、687、688-1、689-2、690、688-2、689-1、686	
多伎・A-1	1. 市道久村～西浜線 2. 湖陵町境 3. 国道 9 号線 4. 市道手切芽線 1～4 を順次結んで囲んだ区域	
多伎・A-2	1. 国道 9 号線 2. 長沢水路 3. 601-(い)林班小分班 42,41,40,39 と農地の境界線	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	<p>4. 国道9号線</p> <p>5. 601-(い)林班小分班 22,21,20,19,18,17 と農地との境界線</p> <p>6. 久村中央自治会館</p> <p>7. 市道久村～西浜線</p> <p>8. 市道琴平線</p> <p>9. 市道向線</p> <p>10. 市道武田線</p> <p>11. JR山陰本線</p> <p>12. 607-(い)林班小分班 72,71,70 と農地との境界線</p> <p>13. 市道大西新線</p> <p>14. 607-(い)林班小分班 61,60,59,56,47,40,37,34,33,32,50,29,28,27,25,23, 22, 21,20, 19,18,17 と農地との境界線</p> <p>15. 市道矢平田線</p> <p>16. 606-(い)林班小分班 82,81,79,78 と農地との境界線</p> <p>17. 市道矢平田線</p> <p>18. 市道花蔵～後谷線</p> <p>19. 市道鉢山線</p> <p>20. 市道大西新線</p> <p>21. 605-(い)林班小分班 32,31,30,29,28,27,26,25,24,23,21,20,19,18,17,16,15 と農地との境界線</p> <p>22. 市道大西新線</p> <p>23. 久村川・市道赤松線</p> <p>24. 602-(い)林班小分班 23-1,20 と農地との境界線</p> <p>25. 中立川</p> <p>26. 県道多伎江南出雲線</p> <p>27. 市道五反田線</p> <p>28. 601-(は)林班小分班 27,26,28 と農地との境界線</p> <p>29. 市道長沢線</p> <p>30. 国道9号線</p> <p>1～30を順次結んで囲んだ区域に次の土地を加える</p> <p>(H6.1.24 編入)</p> <p>1253-2、1254-5、1253-1、1253-11、1251-1、1250-1、1246-1、1244-1、1243-6、1243-1、1242-6</p> <p>(H13.3.15 編入)</p>	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	861-1、871-1、872-2、886-1	
多伎・A-3	608-(い)林班小分班 20,21,23,24,25-1,27,27-1,35,36,37,39,40,28,29,30,31	
多伎・B-1	<ol style="list-style-type: none"> 1. JR 山陰本線 2. 市道後谷線 3. 後谷川、瀧ヶ谷川 4. 609-(に),(は)各林班の境界分岐点 5. 609-(ろ)林班小分班 51,55 6. 610-(い)林班分班 9,37,38,40,36,35、610-(ろ)林班小分班 4,20,21,28 7. 沖代川 8. 岐久小学校、敷地と農地の境界線 9. 市道大西線 10. 多伎中学校敷地と農地との境界線 11. 市道多伎学校線 12. 市道多伎神社線 13. 市道大西新線 14. 保神原川 15. 後谷川 16. JR 山陰本線 <p>1～16 を順次結んで囲んだ区域</p>	
多伎・B-2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市道旧道線 2. 小田川 3. JR 山陰本線 4. 旧小田小学校敷地と農地との境界線 5. 市道旧道線 <p>1～5 を順次結んで囲んだ区域</p>	
多伎・B-3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小田川 2. 県道佐田小田停車場線 3. 菅沢川 4. 市道菅沢線 5. 市道菅沢支線 6. 旧菅沢農道 7. 623-(い)林班小分班 52,53,55,60,61 と農地との境界線 8. 県道佐田小田停車場線 	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	9. 小田川 1～9 を順次結んで囲んだ区域	
多伎・B-4	1. 小田東港臨港道路 2. 海岸 3. 小田 664、旧赤線、青線道路、695-1 4. 小田東港臨港道路 5. 国道 9 号線 6. 小田 674-5 番地先旧青線水路との境界線 7. 624-(い)林班小分班 3 と農地との境界線 8. 市道山の空～後畑線 9. 624-(い)林班小分班 9,10,11 と農地との境界線 10. 後畑農道 11. 市道山の空～後畑線 12. 624-(い・ろ)各林班の境界線および、624-(ろ)林班と 625-(い)林班との境界線 13. 625-(ろ)林班と 626-(ろ)林班との境界線 14. 625-(ろ)林班小分班 8,4,18,15,8,7 15. 624-(い)林班小分班 3,30,31,29,24,22,18 16. 市道山の空～後畑線、御茶屋場川 17. 小田 716-2、旧青線水路 18. 国道 9 号線 1～4 を順次結んで囲んだ区域及び 5～18 を順次結んで囲んだ区域	
多伎・B-5	1. 市道頭名線 2. 小田川 3. 612-(い)林班小分班 12,11,10,6,8,5,4,3,2,1-1 と農地との境界線 4. 小田川 5. 市道頭名線 1～5 を順次結んで囲んだ区域	
多伎・B-6	(H 3.9.18 編入) 小田 194-1、193-1、192-1、191-1、218-3、189-1、188、218-4、218-1、218-5、 219-1、187-1 (H 3.9.19 編入) 217-1、217-3、216-1、180-1、178、182-1、183-1、184、185-1、162-2、220-1、 220-4、221-1、221-2、221-3、223-1、224、225-1、226-1、228、227-1、229、 230、234、235-1、190-1	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
多伎・B-7	<p>(H 9.12.5 編入)</p> <p>小田 1810-1、1811-1、1811-3、1811-5、1806-2、1793-1、1794-1、1788-1、1822-2、1822-1、1825-4、1825-1</p> <p>多岐 988-1、990-1、991-1、1187-1、1187-5、1187-4、1032-1、1033-1、1041-2、1054-3、1055-1、1057-1、1069-2、1068-2、1071-1、1074-1、1078-1、1080-1、1632-1、1628-1、1630-1</p> <p>久村 44-3、49、47-1、47-5、27-1、19-1、21-1、17-1、14-3、10-1、5-1、2-1、46-1</p> <p>(H13.3.15 編入)</p> <p>小田 1809-1、1809-3、1804-4、1805-5、1797、1795-10、2159-1、1821-2</p> <p>多岐 998-1、998-4、998-5、1000-1、1000-4、1000-5、999-1、1080-2</p> <p>久村 6-2</p>	
多伎・C-1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市道塚之尾谷～小田余草線 2. 農道小谷線 3. 農道余草支線 4. 林道殿原線 5. 市道塚之尾谷～小田余草線 6. 629-(ろ)林班小分班 18-1 7. 629-(い)林班小分班 18,20 8. 市道塚之尾谷～小田余草線 9. 630-(ろ)林班小分班 3,4,8 との境界線 10. 市道赤谷線 11. 630-(い)林班小分班 33,31 と農地との境界線 12. 平畑川上流 13. 630-(い)林班小分班 21-3,22,23,27,28,29 と農地との境界線 14. 630-(ろ)林班小分班 19,20,18,17,11 15. 市道赤谷線 16. 630-(ろ)林班小分班 32,33,34,35 と農地との境界線 17. 630-(は)林班小分班 7,11,12,13,27-1 と農地との境界線 18. 赤谷川支線 19. 市道赤谷線 20. 市道朝畑線 21. 630-(は)林班小分班 16,17,13～15 の南側境界線 22. 629-(ろ)林班小分班 19,20,21,22,23,24 と農地との境界線 	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	23. 市道塚之尾谷～小田余草線 24. 林道殿原線 25. 629-(ろ)林班小分班 40 と農地との境界線 26. 余草川 27. 戸井ヶ廻川 28. 市道塚之尾谷～小田余草線 1～28 を順次結んで囲んだ区域	
多伎・C-2	1. 県道田儀山中大田線 2. 634-(は)林班小分班 33 と奥田儀の字界 3. 田儀川 4. 口田儀、奥田儀の字界 5. 市道川向線 6. 635-(ろ)林班小分班 17,25 と農地との境界線 7. 市道川向線 8. 635-(ろ)林班小分班 17,25 と農地との境界線 9. 市道川向線 10. 田儀川 11. 塚尾谷川 12. 県道田儀山中大田線 13. 市道机田線 14. 市道風穴三本松線 15. 市道田儀小学校線 16. 県道田儀山中大田線 1～16 を順次結んで囲んだ区域に次の土地を加える (H13.3.15 編入) 1221-2、1253-1、1257-1、1256-1、1247-6、1240-1、1240-2、1244-1、1232-5、 1220-2、1262-3、1230-1、1203-1、1204-2	
多伎・C-3	1. 県道田儀山中大田線 2. 宮本川 3. 640-(い)林班小分班 21,22,29,27,28,30,34,35,36,41-1,42,41-3,43,45 と農地との境界線 4. 宮本川 5. 640-(ろ)林班小分班 26,27 と農地との境界線 6. 宮本川	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	<p>7. 市道宮本線</p> <p>8. 649-(い)林班および649-(ろ)林班と農地との境界線</p> <p>9. 650-(い)林班小分班 1,2-1,3,4,7 と農地との境界線</p> <p>10. 県道田儀山中大田線</p> <p>11. 650-(い)林班小分班 8,10~14,38,39,22,24,28 と農地との境界線</p> <p>12. 宮本川</p> <p>13. 市道大須線</p> <p>14. 651-(は)林班小分班 4,2,5,6,8,9-1 と農地との境界線</p> <p>15. 市道大須線</p> <p>16. 大須川</p> <p>17. 市道山郡線</p> <p>18. 657-(い)林班小分班 6,7,7-1,7-2,8,9,6-4,10,11,13,15,16,17,17-1,18 と農地との境界線</p> <p>19. 大須川</p> <p>20. 県道田儀山中大田線</p> <p>21. 657-(ろ)林班小分班 1-2,6,4 と農地との境界線</p> <p>22. 657-(ろ)10-11,12,5,22,23</p> <p>23. 657-(ろ)21-1,17-1,17-2 と農地との境界線</p> <p>24. 大田市境</p> <p>25. 県道田儀山中大田線</p> <p>26. 大田市境</p> <p>27. 神原川</p> <p>28. 658-(い)林班小分班 1-1,3,4,5,10,11</p> <p>29. 659-(い)林班のうち、54,56,57 を除く農地との境界線</p> <p>30. 市道川向線</p> <p>31. 口田儀の字界</p> <p>32. 田儀川</p> <p>33. 県道田儀山中大田線</p> <p>1~33 を結んで囲んだ区域</p>	
多伎・C-4	<p>1. 市道大須山口線</p> <p>2. 652-(ろ)林班小分班 8,11,11-1,23,24,25,28,29 と農地の境界線</p> <p>3. 市道大須山口線</p> <p>4. 大須川</p> <p>5. 市道大須山口線</p>	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	1～5 を順次結んで囲んだ区域	
湖陵・A-1	簸川南広域農道、市道常楽寺柿の木田線、市道奥の谷線、常楽寺 226-3、225-2、御領田上通用水路、常楽寺 49-1 から常楽寺川を経て、畑村境界、市道三部常楽寺畑線を順次結んで囲んだ区域	
湖陵・A-2	常楽寺との境界線、畑村 1433、1404、1401、83-1、84 より下畑用水路、117-1、119 より下畑用水路、市道中畑水源線、亀割橋を経て、林道毛津線、畑村 324-2 へ続く農道、畑村 287 を経て市道中谷第 1 支線へ続く農道、市道中谷第 1 支線、市道中谷線、市道中谷第 2 支線、主要地方道湖陵掛合線、市道三部常楽寺畑線を順次結んで囲んだ区域 (R3.3. 編入) 畑村 231-2、234-1、234-2、234-3、235-1、236-1、236-7、237-1	
湖陵・A-3	畑村 616 番地 4、616-2、1249、1248、601-1、1246、1291-1 番地より市道畑乙立線、農道沿いに 499、495 番地より竹の向農道、市道畑乙立線交点より 523、528-1、532 替の木水路 537-1、1306、541、1303、537、農道沿いに 1299-2 より 561-3 宅へ通ずる農道を 561-1、571 市道畑乙立線 583 番地、580、578、573、575、699 県道沿いに 722 番地 723、724、725、730、1439、748、市道大鳥線、市道迫線支線、市道迫線を順次結んだ区域	
湖陵・A-4	JR山陰本線、市道倉道線、市道三部畑線、三部 651 番地、山田用水路、666-1、667、山田川、670-1、671-4、松川池用水路、686-1、簸川南広域農道から主要地方道湖陵掛合線沿いに 698-1、701、山田川、712、711 から山田農道、県道湖陵掛合線を順次結んで囲んだ区域	
湖陵・A-5	JR山陰本線、県道多伎江南出雲線、市道三部児童公園線、三部 1279-1、1275、617-9、主要地方道湖陵掛合線、市道三部砂子大池線、市道砂子公会堂線、市道清崎線、主要地方道湖陵掛合線、三部 1396-55、西神西町境を順次結んで囲んだ区域	
湖陵・A-6	市道三部砂子大池線、市道安原姉谷線、三部 1080-11 より 1074-1 に至る用水路から市道安原姉谷線へ、二部 826-1 から市道松崎谷線、只谷農道、只谷用水路、二部 862 に至る農道から市道松崎谷線、二部境、市道姉谷南側線、県道多伎江南出雲線、市道安原中島線を順次結んで囲んだ区域	
湖陵・A-7	県道多伎江南出雲線、市道姉谷北側第 1 支線、市道姉谷北側線、市道宝願寺前線、県道多伎江南出雲線、林道宮の谷線、607-1、姉谷川、市道宮ノ谷第 2 支線、第 1 支線、簸川南広域農道、市道井瀬の谷線、市道井瀬の谷第 1 支線、市道井瀬の谷線、市道姉谷南側線、市道姉谷平木線、二部 224-1、217-1、二部 170 より 101-1	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	に至る水路、小森田用水路、市道姉谷南側線、三部境を順次結んで囲んだ区域	
湖陵・A-8	市道三部砂子大池線、市道砂子後谷線、市道清水湖畔線、二部 1874-1 から 1881-2、1870、市道砂子後谷線、二部 2245、2252 から 2254 まで、2263-1、蓮池用水路、市道砂子後谷線、2305-3 から 2369-1、2368-1 から 2344-1、市道砂子後谷線、2370-1、2371-1、2374-1 より 2224-1 に至る用水路、2221-1 より 2217-1 まで、市道八郎ヶ廻支線、市道八郎ヶ廻線、市道姉谷大池線、二部 2088-1 より市道林谷支線、市道林谷線、後谷川、市道松崎谷線、二部 943、935 に至る水路、二部 935、945、市道砂子後谷第 1 支線、二部 1007-1 より 1110 に至る水路、二部 1019、1020、市道清水湖畔線、市道小学校跡地を順次結んで囲んだ区域	
湖陵・A-9	市道三部常楽寺畑線、簸川南広域農道、市道常楽寺神西線、西神西町境、三部 571-1、574-3、市道駅前線、県道多伎江南出雲線を順次結んで囲んだ区域	
湖陵・B-5	市道川向中央線、差海 1597-2、1573-1、1572、1570、市道蛇島川前線から 1495-1 へ続く道、簸川西広域農道、差海 1237 から西神西町境、市道奥東北線、市道川向北線、市道川向中央線を順次結んで囲んだ区域	
湖陵・B-6	市道蛇島東線を起点に、市道川向北線、市道差海東線、市道川向中央線を順次結んで囲んだ区域	
大社・A	大社町遥堪と平野町との境界線、大社町遥堪と常松町との境界線、大社町遥堪と江田町との境界線、大社町遥堪と八島町との境界線、大社町入南と八島町との境界線、大社町入南と浜町との境界線、古内藤川右岸、都市計画の用途区域、国道 431 号線との境界線を順次結んで囲んだ区域	
大社・B	古内藤川左岸、大社町入南と浜町との境界線、浜山公園及び浜山保安林と農用地との境界線、大社町中荒木と浜町との境界線、大社町中荒木と松寄下町との境界線、大社町中荒木と荒茅町との境界線、市道構 18 号線、市道浜根線、県道大社立久恵線、都市計画の用途区域との境界線を順次結んで囲んだ区域	
大社・C-1	都市計画の用途区域との境界線、県道大社立久恵線、市道浜根線、市道構 18 号線、大社町中荒木と荒茅町との境界線、大社町中荒木と西園町との境界線、市道八通線、市道四軒家 1 号線、主要地方道大社日御碕線、市道川方線、堀川左岸を順次結んで囲んだ区域	
大社・C-2	八通山林の西外かく線、大社町中荒木と西園町との境界線、大社町杵築西と西園町との境界線、湊原保安林の東外かく線、主要地方道大社日御碕線を順次結んで囲んだ区域	
斐川・A-1	1. 県道平田荘原線 2. 県道出雲空港線 3. 主要地方道斐川一畑大社線	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	<ol style="list-style-type: none"> 4. 新川中央用水路 5. 市道空港西道路 6. 県営出雲空港と農地の境界線 7. 宍道湖湖岸堰堤 8. 斐川町坂田と島村町の境界線 9. 斐伊川右岸堤を順次結んで囲まれた区域 	
斐川・A-2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県道平田荘原線 2. 県道出雲空港線 3. 高瀬川 4. 段原農道 5. 直江高瀬川 6. 一般国道9号 7. 県道十六島直江停車場線 8. 斐伊川右岸堤を順次結んで囲まれた区域 	
斐川・A-3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県道十六島直江停車場線 2. 一般国道9号 3. 旧国道 4. 県道木次直江停車場線 5. JR山陰本線 6. 直江高瀬川 7. 清和道路 8. 25-(い)林班と農地の境界線 9. 25-(ろ)林班と農地の境界線 10. 町道新川開拓地区外幹線 11. 間樋川 12. 直江高瀬川 13. 斐伊川右岸堤を順次結んで囲まれた区域 	
斐川・B-1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市道荘原新田線 2. 主要地方道斐川一畑大社線 3. 新川中央用水路 4. 市道空港西道路 5. 県営出雲空港と農地の境界線 6. 宍道湖湖岸堰堤 7. 出雲市と松江市の境界線 	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	<ul style="list-style-type: none"> 8. 一般国道 9 号 9. 学頭 337-1 と 荘原町 317 を結んだ線 10. 新建川 11. 市道塗屋道路を順次結んで囲まれた区域 	
斐川・B-2	<ul style="list-style-type: none"> 1. 一般国道 9 号 2. 出雲市と松江市の境界線 3. 学頭 1816 と 1817-6 を結んだ線 4. 学頭 1817-6 と 1826-5 を結んだ線 5. 市道出口北道路 6. 恵比須田川 7. 学頭 1492-4 と 1491-1 を結んだ線 8. 市道四岐線 9. 市道学頭大竹線 10. 市道七日市線 11. 農道東酒店線 12. J R山陰本線 13. 市道四岐線 14. 七日市川 15. 市道荘原町東線 16. 新石川 17. 学頭 342-1 と 335-2 を結んだ線を順次結んで囲まれた区域 	
斐川・B-3	<ul style="list-style-type: none"> 1. 出雲市と松江市の境界線 2. 2-(い)林班と農地の境界線 3. 2-(は)林班と農地の境界線 4. 5-(い)林班と農地の境界線 5. 5-(ろ)林班と農地の境界線 6. 6-(い)林班と農地の境界線 7. 4-(に)林班と農地の境界線 	
斐川・B-4	<ul style="list-style-type: none"> 1. J R山陰本線 2. 七日市川 3. 7-(い)林班と農地の境界線 4. 6-(い)林班と農地の境界線 5. 7-(ろ)林班と農地の境界線 6. 7-(は)林班と農地の境界線 	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	7. 7-(に)林班と農地の境界線	
	8. 8-(い)林班と農地の境界線	
	9. 8-(ろ)林班と農地の境界線	
	10. 9-(い)林班と農地の境界線	
	11. 11-(ろ)林班と農地の境界線	
	12. 12-(い)林班と農地の境界線	
	13. 12-(ろ)林班と農地の境界線	
	14. 14-(い)林班と農地の境界線	
	15. 14-(ろ)林班と農地の境界線	
	16. 15-(い)林班と農地の境界線	
	17. 15-(ろ)林班と農地の境界線	
	18. 16-(い)林班と農地の境界線	
	19. 羽根川	
	20. 市道坂田阿宮線	
	21. 17-(い)林班と農地の境界線	
	22. 17-(ろ)林班と農地の境界線	
	23. 18-(い)林班と農地の境界線	
	24. 18-(ろ)林班と農地の境界線	
	25. 20-(ろ)林班と農地の境界線	
	26. 21-(い)林班と農地の境界線	
	27. 22-(い)林班と農地の境界線	
	28. 22-(ろ)林班と農地の境界線	
	29. 23-(い)林班と農地の境界線	
	30. 23-(ろ)林班と農地の境界線	
	31. 26-(ろ)林班と農地の境界線	
	32. 26-(は)林班と農地の境界線	
	33. 27-(い)林班と農地の境界線	
	34. 27-(ろ)林班と農地の境界線	
	35. 28-(い)林班と農地の境界線	
	36. 28-(ろ)林班と農地の境界線	
	37. 28-(は)林班と農地の境界線	
	38. 29-(い)林班と農地の境界線	
	39. 29-(ろ)林班と農地の境界線	
	40. 30-(は)林班と農地の境界線	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	<p>41. 30-(い)林班と農地の境界線</p> <p>42. 30-(ろ)林班と農地の境界線</p> <p>43. 31-(い)林班と農地の境界線</p> <p>44. 31-(ろ)林班と農地の境界線</p> <p>45. 32-(い)林班と農地の境界線</p> <p>46. 十名井出川</p> <p>47. 龍王谷川</p> <p>48. 農道中出西山手線</p> <p>49. 斐伊川右岸堤</p> <p>50. 裏川</p> <p>51. 出西高瀬川</p> <p>52. 新建川</p> <p>53. 市道御井神社線</p> <p>54. 市道新川南線</p> <p>55. 市道荘原町西道路</p> <p>56. 市道中川機場線</p> <p>57. 荘原町 279-2 と学頭 293-1 を結んだ線</p> <p>58. 市道北灘西谷線</p> <p>59. 市道三体畷を順次結んで囲まれた区域</p> <p>(R3. 3. 除外)</p> <p>直江 2680-1、2681-3、2682、2683、2685、2686、2688、2689、2690、 2692、2693-1、2693-2、2697-1、2756-2、2757、2758、2761、 2762、2763、2765-1、2772-2、2772-3、2947、2826、2828-1、 2828-2、2829-1、2834、2835、2836-1、2859、2860、2861、 2862-1、2862-2、2871、2873、2874-1、2875、2876、2877-6、 2901-2、3665-1、3665-3、3670-2、3677-4、3677-5、3364-1、 3365-2、3367-1、3401-10</p>	
斐川・B-5	<p>1. 県道木次直江停車場線</p> <p>2. 33-(い)林班と農地の境界線</p> <p>3. 34-(い)林班と農地の境界線</p> <p>4. 34-(ろ)林班と農地の境界線</p> <p>5. 35-(い)林班と農地の境界線</p> <p>6. 36-(い)林班と農地の境界線</p> <p>7. 39-(い)林班と農地の境界線</p>	

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
	8. 37-(い)林班と農地の境界線 9. 38-(い)林班と農地の境界線 10. 40-(い)林班と農地の境界線 11. 41-(い)林班と農地の境界線 12. 42-(い)林班と農地の境界線を順次結んで囲まれた区域	
斐川・B-6	学頭 1-(い)、2-(は)、4-(ろ)、5-(い)、8-(ろ)林班 5-(ろ)林班小分班 10, 14~36、3-(ろ)、5-(は)	
斐川・B-7	神庭 12-(ろ)、14-(い)、14-(ろ)林班	
斐川・B-8	三絡 15-(い)、15-(ろ)、16-(い)、16-(ろ)、19-(い)、19-(ろ)、19-(は)、 20-(い)林班 昭和61年島根県告示第438号により定められた出雲都市計画用途地域内あ る土地は除外する。	
斐川・B-9	直江 20-(ろ)、22-(い)、22-(ろ)、26-(は)、27-(ろ)林班 26-(ろ)林班小分班 1~6, 11, 12, 17, 19, 20, 23~25, 30~35, 37, 38, 40, 42, 44, 45, 50, 57, 59, 65 27-(い)林班小分班 11, 13, 19, 20, 25, 33, 34, 36~39, 44, 45, 48~52, 54~68, 72, 75	
斐川・B-10	出西 30-(は)、31-(い)、31-(ろ)、32-(い)、32-(ろ)、30-(い)、30-(ろ) 林班	
斐川・B-11	阿宮 下阿宮 36-(い)、37-(い)、38-(い)、40-(い)林班	
斐川・B-12	阿宮 上阿宮 42-(い)林班	

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

地区・区域番号	参考(区域の表示)	備考
斐川・B-9	(R3.3. 除外) 直江 3362-2、3366、3366-1、3369-1、3635-2、3636、3637、3638-1 3638-2、3640、3651-1、3651-2、3653、3658、3660-1、3660-2 3662、3663、3665-2、3666、3668、3669-1、3670-1、3670-3 3672、3673-1、3673-2、3673-3、3673-4、3673-6、3673-8 3674、3675、3676-1、3677-1、2886-3、2901-1、2970、2971-8 3660-3、3677-2、2674、2676、2679、2680-3、2680-4、2681-4 2691、2756-6、2760-1、2760-2、2766-2、2817-6、2820-1 2820-2、2821、2822-1、2822-2、2823、2824-1、2824-2、2824-3 2825、2829-2、2833-1、2837-1、2837-2、2855-1、2855-2 2864-1、2864-2、2878-1、2878-2、2879-1、2879-2、2889	

(2) 用途区分

地図に記載する。

別記2 営農類型

(1) 個別経営体（平坦地）

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
① 水稻 + 麦 + 大豆	<p><作付面積等></p> <p>水稻 ・きぬむすめ 6ha ・つや姫 6ha</p> <p>ビール大麦 ・サチホゴールド 5ha</p> <p>大豆 ・タマホマレ、サチユタカ 5ha</p> <p><経営面積> 水田 17ha</p>	<p><主たる資本装備> [共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農機具資材庫 1棟 ・トラック 1 t車 1台 ・軽トラック 1台 ・育苗ハウス 2棟 ・トラクター(ローラー付) 2台 ・代かきハロー 1台 ・自脱型コンバイン 1台 ・穀物水分検定機 1台 ・循環型乾燥機 2台 ・糶摺機 1台 ・ライスグレーダー 1台 ・自動播種機 1台 ・側条施肥田植機 6条植 1台 ・動力散布機 1台 ・作溝機 オーガー式 1台 ・施肥播種機 6条 1台 ・乗用管理機 1台 ・中耕ローター 3連 1台 ・大豆コンバイン 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻については、作期分散により作業期間の拡大を図る。 ・田畑輪換により連作障害を回避する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。 ・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。 ・換気等の作業環境の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
② 水稻 + 飼料稲	<p><作付面積等></p> <p>水稻 ・きぬむすめ 6ha ・つや姫 6ha</p> <p>飼料稲 ・みほひかり 5ha</p> <p><経営面積> 水田 17ha</p>	<p><主たる資本装備></p> <p>[共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農機具資材庫 1棟 ・トラック 1 t車 1台 ・軽トラック 1台 ・トラクター(ロータリー付) 1台 ・代かきハロー 1台 ・育苗ハウス 1棟 ・自動播種機 1台 ・側条施肥田植機 6条植 1台 ・動力散布機 1台 ・自脱型コンバイン 1台 ・穀物水分検定機 1台 ・循環型乾燥機 2台 ・粃摺機 1台 ・ライスグレーダー 1台 ・動力噴霧機(背負式) 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻については、作期分散により作業期間の拡大を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。 ・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。 ・換気等の作業環境の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
③ 水稲 ＋ 露地野菜 (ブロッコリー)	<p><作付面積等> 水稲 ・きぬむすめ 7ha ・つや姫 7ha</p> <p>ブロッコリー ・おはよう 2.5ha (秋作)</p> <p><経営面積> 水田 16.5ha</p>	<p><主たる資本装備> [共通] ・作業舎兼格納庫 1棟 ・軽トラック 1台 ・トラック 1台 ・トラクター (ロータリー付) 1台 ・代かきハロー 1台</p> <p>[水稲] ・田植機 6条 1台 ・動力散布機 1台 ・コンバイン 1台 ・作溝機 1台 ・育苗ハウス 1棟 ・ドローン(3経営体共同) 0.3台 ・循環型乾燥機 2台 ・糶摺機 1台 ・選別計量器 1台</p> <p>[ブロッコリー] ・マニュアルプレッダー 1台 ・移植機 半自動 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 可搬式 1台 ・高床式運搬車 1台 (水稲の育苗はJAいずもの育苗センターより。乾燥調整はカントリーエレベーターを利用)</p> <p><その他> ・水稲については、作期分散により作業期間の拡大を図る。 ・田畑輪換により連作障害を回避する。</p>	<p>・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告を行う。</p> <p>・自己資本の充実を図る。</p> <p>・経営体内部の役割分担を図る。</p>	<p>・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。</p> <p>・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。</p> <p>・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。</p> <p>・換気等の作業環境の改善を図る。</p>	<p>・主たる従事者 1人</p> <p>・補助従事者 1人</p>

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
④ 水稲 ＋ 露地野菜 (たまねぎ、 キャベツ)	<p><作付面積等></p> <p>水稲 ・コシヒカリ 10ha</p> <p>たまねぎ ・ターザン、もみじ 3号 1.5ha</p> <p>キャベツ ・松波、夢舞台 1.5a</p> <p><経営面積> 水田 11.5ha</p>	<p><主たる資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業舎兼格納庫 2棟 ・育苗ハウス 3棟 ・トラクター(ロータリー付) 1台 ・代かきハロー 1台 ・ライムソー 1台 ・播種機 1台 ・田植機 1台 ・ドローン 1/3台 (3経営体共同利用) ・動力噴霧器 1台 ・自脱型コンバイン 1台 ・循環型乾燥機 2台 ・粃摺機、選別計量器 1台 ・トラック 1台 ・中耕ローター 1台 ・施肥播種機 1台 ・マニュアルスプレッダー 1台 ・全自動播種機 1台 ・全自動移植機 1台 ・タマネギ堀取機 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高密度で播種・育苗する技術を導入して、コスト削減を図る。 ・ドローンによる効率的な病害虫防除を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。 ・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。 ・換気等の作業環境の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
⑤ 施設野菜 (きゅうり、 トマト)	<p><作付面積等> トマト ・桃太郎ネクスト 24a</p> <p>きゅうり ・マリン 24a</p> <p><経営面積> パイプハウス 24a</p>	<p><主たる資本装備> [共通] ・作業場兼収納舎 1棟 ・軽トラック 4WD 1台 ・パイプハウス 6棟 ・灌水ポンプ 2式 ・育苗ハウス 1棟 ・農用井戸 1本 ・トラクター 1台 ・動力噴霧機 1台 ・運搬車 1台</p> <p><その他> ・土作り等を徹底し高品質生産を図る。 ・作業ピークの解消が図られるような作型調整を行う。</p>	<p>・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告を行う。</p> <p>・自己資本の充実を図る。</p> <p>・経営体内部の役割分担を図る。</p>	<p>・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。</p> <p>・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。</p> <p>・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。</p> <p>・換気等の作業環境の改善を図る。</p>	<p>・主たる従事者 1人</p> <p>・補助従事者 1人</p> <p>・年間雇用者 1人</p>

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
⑥ 施設野菜 (アスパラガス)	<p><作付面積等> アスパラガス ・ガリバー 43a</p> <p><経営面積> 水田 43a</p>	<p><主たる資本装備> [アスパラガス] ・作業場兼収納舎 1棟 ・軽トラック 1台 ・ロータリー 1台 ・パイプハウス 2棟 ・灌水施設 1式 ・冷蔵庫 一坪用 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・運搬車 1台 <その他> ・水稲については、作業期間の拡大を図る。 ・田畑輪換により連作障害を回避する。</p>	<p>・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告を行う。</p> <p>・自己資本の充実を図る。</p> <p>・経営体内部の役割分担を図る。</p>	<p>・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。</p> <p>・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。</p> <p>・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。</p> <p>・換気等の作業環境の改善を図る。</p>	<p>・主たる従事者 1人</p> <p>・補助従事者 1人</p>

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
⑦ 施設野菜 (ミニトマト)	<作付面積等> ミニトマト ・サンチェリーピュ ア 32a <経営面積> パイプハウス 32a	<主たる資本装備> ・作業舎兼格納庫 1棟 ・パイプハウス 8棟 ・灌水ポンプ 3機 ・農用井戸 1箇所 ・養液栽培システム 1式 ・システム養液装置 1機 ・動力噴霧器 1台 ・培地 1式 ・運搬車 1台 ・ミニトマト選果機 1台 <その他> ・ミニトマトは養液栽培による2期作(半促成栽培 + 抑制栽培)を実施	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。	・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。 ・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。 ・換気等の作業環境の改善を図る。	・主たる従事者 1人 ・補助従事者 0人 ・年間雇用者 2人

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
⑧ 施設野菜 (葉ねぎ)	<p><作付面積等> 葉ねぎ ・鴨頭 120a</p> <p><経営面積> パイプハウス 48a</p>	<p><主たる資本装備> [共通] ・作業場兼収納舎 1棟 ・軽トラック 4WD 1台 ・パイプハウス 12棟 ・灌水ポンプ 2式 ・農用井戸 1本 ・トラクター 1台 ・動力噴霧機 1台 ・運搬車 1台</p> <p><その他> ・土作り等を徹底し高品質生産を図る。 ・作業ピークの解消が図られるような作型調整を行う。</p>	<p>・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告を行う。</p> <p>・自己資本の充実を図る。</p> <p>・経営体内部の役割分担を図る。</p>	<p>・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。</p> <p>・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。</p> <p>・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。</p> <p>・換気等の作業環境の改善を図る。</p>	<p>・主たる従事者 1人</p> <p>・補助従事者 1人</p> <p>・年間雇用者 1人</p>

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
⑨ 果樹（かき）	<p><作付規模等> かき（露地） 西条 140a 富有柿 70a <経営面積> 果樹園 210a</p>	<p><主たる資本装備> [共通] ・作業場兼収納舎 1棟 ・スピードスプレーヤー 1台 ・ハンマーナイフモア 1台 ・軽トラック 1台 ・自走式動力運搬車 1台 ・バークストリッパー 1台</p> <p><その他> ・低樹高仕立てを行う。 ・高品質生産を図る。 ・機械利用の効率化が図られるよう樹園地の集団化と基盤整備を行う。 ・無霜地域とし、防霜対策を行う。</p>	<p>・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告を行う。</p> <p>・自己資本の充実を図る。</p> <p>・経営体内部の役割分担を図る。</p>	<p>・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。</p> <p>・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。</p> <p>・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。</p>	<p>・主たる従事者 1人</p> <p>・補助従事者 1人</p> <p>年間雇用者 延べ109人</p>

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
⑩ 施設果樹 (ぶどう)	<p><作付面積等> ぶどう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デラウェア (早期加温) 10a (普通加温) 20a (無加温) 10a <p>・シャインマスカット (加温) 20a</p> <p>(無加温) 10a</p> <p><経営面積> パイプハウス 70a</p>	<p><主たる資本装備> [共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス 7棟 ・作業場兼収納舎 1棟 ・養液土耕装置 3台 ・可搬式動力噴霧器 1台 ・自走式運搬車 クローラ 1台 ・温風加温機 (ガス) 7台 ・軽トラック 4WD 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・果実の高品質生産や省エネ対策を図る。 ・樹勢を考慮した作型のローテーションを行う。 ・自動開閉装置の導入による省力化及び作型の前進化を図る。 ・産地で実証されているヒートポンプの併用も図る (予定)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。 ・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。 ・換気等の作業環境の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・年間雇用者 延べ34人

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	経営規模
⑪ 施設花き (キク)	<p><作付面積等> キク 54a</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月出し 18a ・ 8月出し 18a ・ 年末電照 18a <p><経営面積> パイプハウス 36a</p>	<p><主たる資本装備> [共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業舎兼格納庫 1台 ・ パイプハウス 10棟 ・ 親株用ハウス 1棟 ・ 電照用装置 10台 ・ トラクター 1台 ・ 管理機 1台 ・ 動力噴霧機 1台 ・ 軽トラック 1台 ・ 予冷库 1台 ・ 選花機 1台 ・ 運搬車 1台 ・ 加温機 1台 ・ 土壌消毒機 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作型、品種の組み合わせにより労力配分を図る。 ・ 地力対策や連作障害対策を実施する。 ・ 出荷単位を考慮して、1品種3a以上の作付と花色バランスを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告を行う。 ・ 自己資本の充実を図る。 ・ 経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・ 休憩時間の確保、作業の安全を確保する。 ・ 収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。 ・ 換気等の作業環境の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる従事者 1人 ・ 補助従事者 1人 ・ 年間雇用者 1.4人

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	経営規模
⑫ 施設花き (西洋アジサイ、シクラメン、花壇用苗物)	<p><作付面積等> シクラメン ・パステル系 F1系 18a</p> <p>西洋アジサイ ・県オリジナル品種 他 18a</p> <p>花壇用苗物 ・ナデシコ、サルビア、ピンカ、パンジー 9a</p> <p><経営面積> パイプハウス 27a</p>	<p><主たる資本装備> [共通] ・作業舎兼格納庫 1棟 ・軽トラック 1台 ・パイプハウス 6棟 ・内張装置 6台 ・ベンチー式C型鋼 6式 ・加温機 6台 ・動力噴霧機 セット動噴 1台 ・用土混合機 (ミキサー) 1台 ・用土詰機 1台 ・液肥混入機 1台 ・フォークリフト 1台 ・出荷用台車 70cm 4段 5台 ・真空播種機 1台 ・電熱温床 (育苗マット) 1式</p> <p><その他> ・作型、品種の組み合わせにより労力配分を図る。 ・出荷単位を考慮して、1品種の数量と花色バランスを図る。</p>	<p>・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告を行う。</p> <p>・自己資本の充実を図る。</p> <p>・経営体内部の役割分担を図る。</p>	<p>・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。</p> <p>・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。</p> <p>・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。</p> <p>・換気等の作業環境の改善を図る。</p>	<p>・主たる従事者 2人</p> <p>・補助従事者 1人</p> <p>・年間雇用者 1.6人</p>

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
⑬ 露地野菜 (西浜いも、 いも苗)	<p><作付面積等></p> <p>西浜いも 2.0ha</p> <p>いも苗 5a</p> <p><経営面積> 畑地 2.0ha</p> <p>パイプハウス 5a</p>	<p><主たる資本装備></p> <p>[西浜いも]</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業場兼収納舎 1棟 軽トラック 4WD 1台 ロータリー 1台 トラクター 1台 畝立て機 1台 ハーベスター 1台 いも苗定植機 1台 運搬車 1台 <p>[いも苗]</p> <ul style="list-style-type: none"> パイプハウス 2棟 灌水施設 1式 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 作型、品種の組み合わせによる労力配分を図る 地力対策を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 青色申告を行う。 自己資本の充実を図る。 経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 休憩時間の確保、作業の安全を確保する。 収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。 換気等の作業環境の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 主たる従事者 1人 補助従事者 1人

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
⑭ 菌床しいたけ	<p><作付面積等> しいたけ (菌床・周年栽培)</p> <p>2.5kgブロック型菌床</p> <p><経営面積> パイプハウス (143㎡×3棟) 429 ㎡</p>	<p><主たる資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス (機材込み) 3棟 ・保冷库 3台 ・軽トラック 1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。 ・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。 ・換気等の作業環境の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
⑮ 酪農	<飼養頭数等> 乳用牛 フリーストール方式 100頭	<主たる資本装備> [乳用牛] ・乳用牛畜舎 1棟 ・農機具舎 1棟 ・堆肥舎、保管庫 1棟 ・ミルクパーラー 1式 ・トラック 2tダンプ 1台 ・トラクター4輪駆動 1台 ・トラクター2輪駆動 1台 ・バキュームカー 1台 ・フロントローダー 1台 ・ロールベラー 1台 ・バルククーラー 1台 ・電気温水器 1台 ・カウマット 200枚 ・TMRミキサー 1台 ・マニユアスプレッダー 1台 ・ブロードキャスター 1台 ・鎮圧ローラー 1台 ・モアコンディショナー 1台 ・テーターレーキ 1台 ・ベールクリッパ 1台 ・ベールラッパ 1台 ・スプレーヤー 1台 ・乳用牛 100頭 <その他> ・耕畜連携により飼料稲WC S の供給を受ける。 ・牛群検定により高泌乳牛の留 保を図る。	・複式簿記の 記帳により 経営と家計 の分離を図 る。 ・青色申告を 行う。 ・自己資本の 充実を図 る。 ・経営体内部 の役割分担 を図る。	・休日制や給 料制を実施 して、労働 環境の充実 を図る。 ・休憩時間の 確保、作業 の安全を確 保する。 ・収穫・出荷 調整等の労 働ピーク時 の雇用労働 力の確保を 図る。 ・換気等の作 業環境の改 善を図る。	・主たる従事者 3人 ・年間雇用者 2人

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
⑩ 肉用牛 (肥育)	<飼養頭数等> 肉用牛 ・去勢肥育 200頭	<主たる資本装備> ・畜舎 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・堆肥貯蔵庫 1棟 ・農機具舎 1棟 ・飼料庫 ・敷料庫 ・換気扇 ・トラック(2tダンプ) 1台 ・ホイールローダー 1台 ・牛衝器 <その他> ・4頭群飼により飼養管理作業の効率向上を図る。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。	・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。 ・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。 ・換気等の作業環境の改善を図る。	・主たる従事者 1人 ・年間雇用者 1人

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
⑰ 肉用牛 (繁殖肥育一貫)	<p><飼養頭数等></p> <p>肉用牛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖牛 <p>200頭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥育牛 <p>350頭</p>	<p><主たる資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖牛舎 2棟 ・堆肥舎 1棟 ・堆肥貯蔵庫 2棟 ・農機具舎 1棟 ・肥育牛舎 2棟 ・飼料庫及び敷料庫 1棟 ・パドック 1式 ・換気扇 2式 ・ほ乳ロボット 1台 ・軽トラック 1台 ・フロントローダー 1台 ・高圧洗浄機 1台 ・繁殖雌牛 200頭 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕畜連携により飼料稲WCSの供給を受ける。 ・ほ乳ロボットにより飼養管理作業の効率向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。 ・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。 ・換気等の作業環境の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 2人 ・年間雇用者 7人

(2) 組織経営体

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
⑱ 水稻 + 麦 + 大豆	<p><作付面積等></p> <p>水稻 ・きぬむすめ 9ha ・つや姫 9ha</p> <p>ビール大麦 ・サチホゴールド 12ha</p> <p>大豆 ・タマホマレ、サチユタカ 12ha</p> <p><経営面積> 水田 30ha</p>	<p><主たる資本装備></p> <p>[共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農機具資材庫 2棟 ・トラック 1 t車 1台 ・軽トラック 1台 ・トラクター(ロータリー付) 3台 ・自脱型コンバイン 2台 ・穀物水分検定機 1台 ・循環型乾燥機 4台 ・ドローン 1台 <p>[水稻]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗ハウス 2棟 ・自動播種機 1台 ・催芽器(電熱育苗器) 1台 ・代かきハロー 2台 ・ライムソワー 1台 ・側条施肥田植機6条植 2台 ・動力散布機 4台 ・籾摺機 1台 <p>[大麦、大豆]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作溝機 オーガー式 2台 ・施肥播種機 1台 ・乗用管理機 1台 ・中耕ローター 3連 1台 ・大豆コンバイン 1台 (大豆乾燥調整は外部委託) ・サブソイラー 2台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻については、作期分散により作業期間の拡大を図る。 ・田畑輪換により連作障害を回避する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。 ・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。 ・換気等の作業環境の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 19人 ・年間雇用者 0人

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
⑱ 水稲 ＋ 麦 ＋ そば	<p><作付面積等></p> <p>水稲 ・きぬむすめ 7.5ha ・つや姫 7.5ha</p> <p>ビール大麦 ・サチホゴールド 5ha</p> <p>そば ・出雲の舞、信濃1号 5ha</p> <p><経営面積> 水田 20ha</p>	<p><主たる資本装備></p> <p>[共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農機具資材庫 2棟 ・トラック 1 t車 1台 ・軽トラック 1台 ・トラクター(ロータリー付) 2台 ・ライムソワー 1台 ・自脱型コンバイン 2台 ・穀物水分検定機 1台 ・循環型乾燥機 3台 ・ライスグレーダー 1台 ・作溝機 オーガー式 2台 ・ドローン 0.3台 <p>(3組織共同所有)</p> <p>[水稲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗ハウス 2台 ・代かきハロー 1台 ・自動播種機 1台 ・催芽器(電熱育苗器) 1台 ・側条施肥田植機 6条植 2台 ・動力散布機 2台 ・糞摺機 1台 <p>[大麦、そば]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施肥播種機 1台 ・乗用管理機 1台 ・背負動力散布機 2台 ・サブソイラー 1台 ・中耕ローター 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲については、作期分散により作業期間の拡大を図る。 ・田畑輪換により連作障害を回避する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。 ・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。 ・換気等の作業環境の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 9人 ・年間雇用者 0人

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
⑳ 水稲 ＋ ハト麦	<p><作付面積等></p> <p>水稲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きぬむすめ 8ha ・つや姫 8ha <p>ハトムギ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あきしずく 5ha <p><経営面積></p> <p>水田 21ha</p>	<p><主たる資本装備></p> <p>[共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農機具資材庫 2棟 ・トラック 1 t車 1台 ・軽トラック 1台 ・トラクター(ロータリー付) 2台 ・ライムソワー 1台 ・自脱型コンバイン 2台 ・穀物水分検定機 1台 ・循環型乾燥機 2台 ・ライスグレーダー 1台 ・作溝機 オーガー式 2台 ・ドローン 0.3台 <p>(3組織共同所有)</p> <p>[水稲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗ハウス 2台 ・自動播種機 1台 ・催芽器(電熱育苗器) 1台 ・側条施肥田植機 6条植 2台 ・代かきハロー 1台 ・動力散布機 2台 ・粃摺機 1台 <p>[ハトムギ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施肥播種機 1台 ・乗用管理機 1台 ・サブソイラー 1台 ・中耕ローター 1台 ・汎用コンバイン 1台 <p>(乾燥調整は外部委託)</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲については、作期分散により作業期間の拡大を図る。 ・田畑輪換により連作障害を回避する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。 ・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。 ・換気等の作業環境の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 9人 ・年間雇用者 0人

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
② 水稲 + 麦 + 大豆 + 露地野菜(ブ ロッコリー)	<作付面積等> 水稲 ・きぬむすめ 9ha ・つや姫 9ha ビール大麦 ・サチホゴールド 12ha 大豆 ・タマホマレ、サチ ユタカ 12ha ブロッコリー ・おはよう 3ha (秋作) <経営面積> 水田 33ha	<主たる資本装備> [共通] ・農機具資材庫 2棟 ・トラック 1 t車 2台 ・軽トラック 2台 ・トラクター(ロータリー付) 3台 ・ライムソワー 1台 ・自脱型コンバイン 1台 ・穀物水分検定機 1台 ・循環型乾燥機 4台 ・ドローン 1台 [水稲] ・育苗ハウス 2棟 ・自動播種機 1台 ・催芽器(電熱育苗器) 1台 ・側条施肥田植機6条植 3台 ・代かきハロー 2台 ・動力散布機 1台 ・糞摺機 1台 [大麦、大豆] ・作溝機 オーガー式 1台 ・施肥播種機 1台 ・サブローラー 1台 ・中耕ローター1台 ・乗用管理機 1台 ・背負動力散布機 2台 ・中耕ローター 3連 1台 ・大豆コンバイン 1台 (大豆乾燥調整は外部委託) [ブロッコリー] ・マニュアルスプレッダー 1台 ・移植機 半自動 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 可搬式 1台 ・高床式運搬車 1台 (水稲の育苗はJAいずもの育 苗センターより。乾燥調整は カントリーエレベーターを利用) <その他> ・水稲については、作期分散に より作業期間の拡大を図る。 ・田畑輪換により連作障害を回 避する。	・複式簿記の 記帳により 経営と家計 の分離を図 る。 ・青色申告を 行う。 ・自己資本の 充実を図 る。 ・経営体内部 の役割分担 を図る。	・休日制や給 料制を実施 して、労働 環境の充実 を図る。 ・休憩時間の 確保、作業 の安全を確 保する。 ・収穫・出荷 調整等の労 働ピーク時 の雇用労働 力の確保を 図る。 ・換気等の作 業環境の改 善を図る。	・主たる従事者 1人 ・補助従事者 19人 ・年間雇用者 0人

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
② 水稲 + 麦 + 大豆 + 露地野菜 (たまねぎ、 キャベツ)	<作付面積等> 水稲 ・きぬむすめ 9ha ・つや姫 9ha ビール大麦 ・サチホゴールド 12ha 大豆 ・タマホマレ、サチ ユタカ 12ha たまねぎ ・ターザン、もみじ 3号 6ha キャベツ ・松波、夢舞台 6ha <経営面積> 水田 36ha	<主たる資本装備> [共通] ・農機具資材庫 2棟 ・トラック 1 t車 2台 ・軽トラック 2台 ・トラクター(ロータリー付) 3台 ・ライムソワー 1台 ・自脱型コンバイン 1台 ・穀物水分検定機 1台 ・循環型乾燥機 4台 ・ドローン 1台 [水稲] ・育苗ハウス 2棟 ・自動播種機 1台 ・催芽器(電熱育苗器) 1台 ・側条施肥田植機6条植 3台 ・代かきハロー 2台 ・動力散布機 1台 ・糞摺機 1台 [大麦、大豆] ・作溝機 オーガー式 1台 ・施肥播種機 1台 ・サブロイラー 1台 ・中耕ローター1台 ・乗用管理機 1台 ・背負動力散布機 2台 ・中耕ローター 3連 1台 ・大豆コンバイン 1台 (大豆乾燥調整は外部委託) [たまねぎ、キャベツ] ・中耕ローター 1台 ・施肥播種機 1台 ・マニユアスプレッダー 1台 ・全自動播種機 1台 ・全自動移植機 1台 ・タマネギ堀取機 1台 <その他> ・水稲については、作期分散により作業期間の拡大を図る。 ・田畑輪換により連作障害を回避する。	・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。	・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。 ・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。 ・換気等の作業環境の改善を図る。	・主たる従事者 1人 ・補助従事者 19人 ・年間雇用者 0人

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
②③ 水稲 ＋ 飼料稲	<p><作付面積等></p> <p>水稲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きぬむすめ 9ha ・つや姫 9ha <p>飼料稲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みほひかり 7ha <p><経営面積></p> <p>水田 25ha</p>	<p><主たる資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農機具資材庫 2棟 ・トラック 1 t車 2台 ・軽トラック 1台 ・トラクター(ロータリー付) 2台 ・代かきハロー 2台 ・ライムソワー 1台 ・自動播種機 1台 ・催芽器(電熱育苗器) 1台 ・側条施肥田植機 6条植 2台 ・動力散布機 2台 ・自脱型コンバイン 2台 ・ドローン 0.3台 (3組織共同所有) <p>(水稲の育苗はJAいずもの育苗センターより。乾燥調整はカントリーエレベーターを利用)</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲については、作期分散により作業期間の拡大を図る。 ・田畑輪換により連作障害を回避する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。 ・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。 ・換気等の作業環境の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 9人 ・年間雇用者 0人

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
②④ 水稲 + 肉用牛（繁殖）	<p><作付面積等></p> <p>水稲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きぬむすめ 9ha ・つや姫 9ha ・牧草 3ha <p>繁殖牛 30頭</p> <p><経営面積></p> <p>水田 21ha</p>	<p><主たる資本装備></p> <p>[水稲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農機具資材庫 2棟 ・育苗ハウス 2棟 ・トラック 1 t車 2台 ・軽トラック 1台 ・トラクター(ロータリー付) 2台 ・代かきハロー 2台 ・ライムソワー 1台 ・自動播種機 1台 ・催芽器(電熱育苗器) 1台 ・側条施肥田植機 6条植 2台 ・動力散布機 2台 ・自脱型コンバイン 2台 ・循環型乾燥機 3台 ・ドローン(3経営体共同) 1台 <p>【繁殖牛】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖牛舎 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・堆肥貯蔵施設 1棟 ・飼料庫及び敷料庫 1棟 ・パドック 1台 ・換気扇 1台 ・ほ乳ロボット 1台 ・フロントローダー 1台 ・敷料運搬車 1台 ・高圧洗浄機 1台 ・繁殖雌牛 30頭 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲については、作期分散により作業期間の拡大を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。 ・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。 ・換気等の作業環境の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 9人 ・年間雇用者 2人

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
㊸ 水稲 + WCS + 作業受託	<作付面積等> 水稲 ・きぬむすめ 15ha ・つや姫 15ha ・WCS用 13ha 水稲作業受託 10ha	<主たる資本装備> ・農機具資材庫 2棟 ・トラック 1 t車 2台 ・軽トラック 2台 ・トラクター (ロータリー付) 3台 ・側条施肥田植機 6条植 4台 ・自脱型コンバイン 3台 ・穀物水分検定機 1台 ・循環型乾燥機 3台 ・ドローン 1台 ・育苗ハウス 3棟 ・自動播種機 2台 ・催芽器 (電熱育苗器) 1台 ・代かきハロー 3台 ・ライムソワー 2台 ・糶摺機 1台 ・トラック 2 t車 1台 ・WCS用収穫機 1台 ・ラッピングマシーン 1台 ・フロントローダー用グラブ 1台 ・フロントローダー 1台 <その他> ・水稲受託作業は田植え、収穫のみ ・WCSは早生品種を作付。収穫後、中生品種の刈取作業を請負う。	・青色申告を行う。 ・自己資本の充実を図る。 ・経営体内部の役割分担を図る。	・休日制や給料制を実施して、労働環境の充実を図る。 ・休憩時間の確保、作業の安全を確保する。 ・収穫・出荷調整等の労働ピーク時の雇用労働力の確保を図る。	・主たる従事者 2人 ・補助従事者 8人 ・年間雇用者 0.64人

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	労働力
㊸ 水稲 + 肉用牛 (繁殖) ※水田放牧	<作付面積、飼養頭 数等> 水稲 ・きぬむすめ 10ha ・つや姫 10ha 肉用牛 ・水田放牧 40頭	<主たる資本装備> ・農機具資材庫 1棟 ・トラック 1 t車 1台 ・軽トラック 1台 ・トラクター(ロータリー付) 1台 ・代かきハロー 1台 ・育苗ハウス 1棟 ・自動播種機 1台 ・側条施肥田植機 6条植 1台 ・動力散布機 1台 ・自脱型コンバイン 1台 ・穀物水分検定機 1台 ・循環型乾燥機 2台 ・糶摺機 1台 ・ライスグレーダー 1台 ・畜舎 1棟 ・牧柵 4800m ・フロントローダー 1台 ・鎮圧ローダー 1台 ・ブロードキャスター 1台 ・ドローン(3経営体共同) 0.3台 <その他> ・水稲については、作期分散 により作業期間の拡大を図 る。 ・転作品目は水田放牧を取入 れ、コストの低減を図る。	・複式簿記の 記帳により 経営と家計 の分離を図 る。 ・青色申告を 行う。 ・自己資本の 充実を図 る。 ・経営体内部 の役割分担 を図る。	・休日制や給 料制を実施 して、労働 環境の充実 を図る。 ・休憩時間の 確保、作業 の安全を確 保する。 ・収穫・出荷 調整等の労 働ピーク時 の雇用労働 力の確保を 図る。 ・換気等の作 業環境の改 善を図る。	・主たる従事者 1人 ・補助従事者 9人